

明治廿七年二月二十六日第三種郵便物認可

MAGAZINE

OF THE PRISON

SOCIETY OF JAPAN.

NO. VI. JUNE, 1903.

VOL. XVI.

明治廿七年五月刊

五月二十一日發行

監獄協會雜誌

明治三十六年

六月二十日發行

第拾六卷

第六號

監獄協會發行

第十六卷第六號目次

第十六卷第五號目次

○會 說……………(一頁)

○論 說……………(一頁)

●論 說……………(一六頁)

●清浦會頭演說(於總會席上)……………男爵 松平正直君

●監獄改良に就て(於五月茶話會)……………飯島藤作君

●出獄人保護事業に就て(全上)……………男爵 松平正直君

●所感(全上)……………佐々木懐之君

●監獄主管の變更に就て(所感、全上)……………石渡敏一君

●研究會開設の希望(全上)……………大竹岩次郎君

●統計の効用(續)……………吳文聰君

○訪問 錄……………(二九頁)

○典獄會議……………(二五頁)

●細典獄の實行談……………(三八頁)

●司法大臣演說要領……………

●榜問談(前號の續)……………(三八頁)

●久保田監獄局長演說……………

●獄事漫言……………(三八頁)

●指示事項……………

●病者滋養物として所謂豆乳の使用に就て……………(三八頁)

●諸問事項……………

●刑餘の社會制裁法……………(三八頁)

●注意事項……………

●老押丁大橋萬造氏の經歷談(前號の續)……………(三八頁)

●本會總會事務報告……………(七四頁)

○漫 錄……………(五四頁)

○石澤委員挨拶……………(七四頁)

○統計……………(五五頁)

●事務の報告……………(七四頁)

●明治三十六年三月末日現在全國在監人員表……………(五五頁)

●會計の報告……………(八三頁)

●明治三十六年三月末日現在全國囚人刑名別……………(五八頁)

●職員の賄料……………(八六頁)

●明治三十六年四月末日現在全國囚人刑名別……………(五八頁)

●外事件……………(八六頁)

○會 告……………(六八頁)

○會 告……………(六九頁)

○叙任辭令……………(六八頁)

○會 告……………(六九頁)

○會 告……………(六九頁)

○會 告……………(六九頁)

○會 告……………(六九頁)

○會 告……………(六九頁)

○會 告……………(六九頁)

○會 告……………(六九頁)

○會 告……………(六九頁)

○會 告……………(六九頁)

○犯罪に就て

本編は三月二十八日警察協會に於ける小河委員長の講話なるも本會に關係あるを以て茲に藉りて會説に代ふ  
兼て松井君からの御勧めに従ひ今日こちらに出まして、講話の御約束を致して置きましたのでありますが、御承知もございませうが、私共の職務の上に非常に關係を持つて居りまする、監獄官制なるものが數日前に發布になりまして、是れに關聯しかつたのでございます、實は一旦御辭退する考でございましたけれども、御約束をして置いてお断を申しては會を預つて居られる方に御迷惑を掛けるやうになる、私も此會と親類合の監獄協會を預つて居りまして、出席を頼んだ人が急に何か差支が出来て出席しないことのあるが爲めに、非常に迷惑した經驗のあることでありますから、今日は腹稿の不充分なるにも拘けらず推して出席致しましたやうな次第でございます。

監獄協會雜誌第十六卷第六號 (明治三十六年六月廿日發行)

今申したやうな事情でございまして、出席は致しましたけれども、十分に御話が出來ないのは甚だ遺憾のこととございまして、演題は犯罪に就くと云ふ題になつて居りますが、聊か私が研究して居りまする犯罪の事柄に就て警察上に取りまして、多少御参考にもならうかと思ひまする二三の要點を御話をして見やうと思ひます、右申上たやうな事情でございまして、御話が前後重複するやうなことがあつて定めて御聞苦しいことであらうと考へますから、此點は豫め御諒承を願つて置きます。

近年に於ける刑事制度の發達進歩と云ふものは實に著しきものでありまして、今日迄行はれて參りましたる處の刑事制度の主義は其根本に向つて殆んど革命的變動を與へられ若くは與へられんとしつゝある實況でございまして、刑事制度と申しまするのは、犯罪の豫防及び制遏、即ち犯罪の事前事後に於きまして、犯罪から社會の秩序安寧を保全する所の總ての制度を包括して申す言葉でございまして、立法、行政………行政の中でも殊に警察、裁判、監獄等此等のものは總て刑事制度の機關を組織する所の要素になつて居るのでありまして、此等の機關が互に相待ち相助け其步調を揃へて活動するを待て始めて刑事制度の全體が能く其職を全うすることが出来る譯であります、同じ刑事制度の中に於ても靜體即ち靜まつて居る性質を持つて居るものと又動體の性質を持つて居るものとある、而して警察事務、監獄事務の如きは刑事制度の中に於て動體の系統に屬するものでありまして、

此二つのものは刑事制度の中に於て最も密接なる關係を持つて居るものでありまして、刑事制度が近年に至て長足の進歩發達を爲したと申しましたが、如何なる點に於て進歩發達したかと申しますると、是れ迄は刑事制度の上から犯罪豫防と云ふことは餘り深く否な殆んど全く之を顧ることなく、唯だ専ら犯罪事後即ち犯罪あつて後に之を制壓し撲滅する一方にのみ力を注いだものであります、即ち犯罪の由て起る原因を研究し之を未前に豫防し若しくは其未だ甚しからざるに之を救治する策を講ずることには思ひ到らなかつたので、恰も昔し衛生の道の開けない時分に於きまして唯病氣を既に生じたる後に治療することのみ汲汲として居つて、其豫防即ち衛生に關することには全く目を注がなかつたのと同じやうな事情であります、此くの如く唯犯罪が生じたる後に之を撲滅し防遏することのみ是迄は専ら重きを置いて居つたものでありまするが故に、從て犯罪に對しては唯一の刑罰の手段があつたのみであつて恰かも刑罰は犯罪と云ふ一種の病氣に對する萬能藥であるが如くに心得、刑罰さへ科すれば犯罪は立所に撲滅し得らるべしと云ふ迷信を持つた時代もありましたので、所謂刑名家なるものゝ跋扈した時代が即ち其時代であつたのであります、其結果却て社會の秩序安寧を害するやうになりました爲めに一時は刑名家なるものは仁義の賊なりとまで社會から擯斥せらるゝ

に至りましたのであります、文明の今日の時代に於ても吾國などにはまだ中々刑罰萬能主義を有する刑名家一流の先生が多くあるやうであります、或は私一己の判断であるかも知れませぬが、私一己の考としては今日に於ける死刑の如きは、刑事制度の學理及び實際の上から申しますると最も分かり切つたる有害無効の者であつて、一日も早く之を廢止せねばならぬものである、然るに此死刑廢止論の如きものですらも我が法曹社會には之れに耳を傾くるものは至つて少ないのみならず、刑法學者とも稱せらるゝ人の中に尙ほ死刑は千古不滅の大典であると云ふやうな古い考を持つて居る先生もある、是を以て見ても刑罰萬能主義は容易に世間一般の人の頭から取除くことは困難であると信じます、所が此刑罰の萬能主義を打破し若くは打破らんとしつゝあるに至つたのは即ち近代に於て發達進歩したる刑事制度の賜物でございまして、畢竟此制度の……新主義の發達するに至つたのは、犯罪の原因を能く調べるとどう云ふ事情で、犯罪が生ずるか云ふことが分かる、其結果段段研究して見ると、唯刑罰のみを以て犯罪に對するやうなことであつては其犯罪は決して止まるものではない、他に種種の手段方法を盡さなければ其犯罪を根本から豫防し防遏することが出来ないと云ふことが、今日發見されるに至つたのであります、丁度醫學の開けない當時に於て病氣の性質原因等が十分に分つて居りませぬでしたから、病氣の種類なども簡單であつた、又是れに對する藥劑の種類も少なくして醫者は傷寒論一編を通讀すればそれで能事足れりとし又藥劑も人參か葛根湯があれば萬病忽に癒えると云ふ考を持つて居つたやうに、刑事制度の沿革も丁度同じ有様であります。

それからもう一つ今日の刑事制度が是れまで行はれ來つた所の主義に向て大に變遷を見るに至つた點は刑罰其他犯罪豫防若くは制壓手段の主體として専ら重きを人格即ち犯罪者其人の上に置くに至つたと云ふことである、今日迄行はれたる所の主義は事實主義即ち刑罰の主體は専ら犯罪の事實其物の上にあつて、如何なる人が犯しても其人の如何を問はずして、唯犯したる事實其物が刑罰の主體となつたのである、即ち男女を問はず老幼を論せず、如何なる人が如何なる境遇の下に犯罪するに至つたかと云ふ關係事情は問はずして、唯犯罪があれば其事實を標準として刑罰を科すると云ふのが今日迄の有様でありましたが、今日ではそれが全く主客其所を異にして犯罪の人間を主として其事實は第二に問ふに至りました、是迄は所謂法律の前には萬衆悉く同一である、何人も法律を犯せば同一の制裁、同一の程度の應報を受けなければならぬと云ふ考を持つて居りまして、苟くも此に犯罪事實あれば即ち之れを唯一の標準として以て一刀兩斷の裁判を下したものであります、彼のデユスチースの神と云ふものがありますが、法律雜誌などの標題に描いてある像であります、布を以て兩眼を蔽ふて居ります女神が右の手に劍を

搥げ左の手に秤を持つて居ます、之を司直の神に象つて居ります、右の手の秤は此秤に依つて至正を保つと云ふ意味である、其至正の命ずる所に依て右の手の劔で一刀兩斷すると云ふ意を寓して居るのであります、布を以て兩眼を蔽ふて居るのはどう云ふ譯であるかと申しますると目を開いて人を見ては公平なる判断が出來ない、公平なる判断は人を見ないで事實を聞いた丈けてなければ出來ないと云ふので布を以て眼を蔽ふて居るのであります、是れは即ち事實主義の思想を現はして居るものであります、又日本でも昔の名奉行が讒越しに訴を聴いたと云ふことを美談として傳へられて居りますが、是れも矢張罪人の顔を見ると愛憎の念が生ずる故に唯だ事實だけを聴て公平の判断を下さんとする旨趣に出たものと見へます、盲滅法にやるのであります、此主義に據れば凡べての盲人は明裁判官たる資格を持つて居ると言はねばなりません、然るに其の思想が今日では全く一變するに至つたのであつて、毎度引く例ですが丁度醫者の學問の開けない時分に於きまして治療の目的は病其物でありまして、其病は誰が病んで居つても人を問はずして病を問ふて、胃病とか脳病とか云へば、千遍一律の健胃劑解熱劑を投ずればそれで病氣が癒はる、醫者の職務は是れりとして居つたのが、醫術の進歩したる今日にあつては病氣の如何は姑く之を跡廻はしとして先づ之を病んで居る人はどうであるか、其人の遺傳なり若くは其人の體質を能く視診とか聴診とか問

診とかの方法に依て能く診察して、其人の關係事情を聞質して、それから病氣の種類を調べて之れに醫藥を投ずることになつて居る、又人に依ては醫藥を投ぜずして他の療法に依て之れを癒はすと云ふやうになつて居ります、さう云ふ具合に醫者の方でも診斷に重きを置いて病氣と云ふことには重きを置いて居らぬのであります、丁度此刑事制度の沿革も是れと同じであります、今日は疾病即ち犯罪の如何は第二として疾病に罹りたる即ち犯罪を爲したる人間はどう云ふ關係事情の下に在るかと云ふことを専ら研究するのが、今日の刑事制度の昔と變つたる要點でございます、さう云ふ具合になりましたから今日に於ては疾病の必ずしも醫藥を以て癒はす能はざるが如く、刑罰は必ずしも犯罪を撲滅する手段ではない、刑罰も或る種類の犯罪には效があるかも知れませぬが時としては却て害を爲すこととがある、其人に應じて之を科し或は之を科さないと云ふ斟酌をしなければならぬ、又同じ刑罰を科するにしても人格の如何に依て其種類分量或は其性質を異にしなければならぬのと云ふ道理が分かつて參るやうになつたのであります、是に於てか今日の刑事制度殊に警察、裁判又は監獄行刑の上に於て犯罪個人研究の必要を見るに至つた譯であります、個人を研究することは監獄行刑の上に於て必要なるのみならず、裁判の上にも於ても警察の上にも亦た同一であつて將來に於ては凡べて犯罪の事實を調べる計りてなく犯罪を爲したる人間がどう云ふ人

間て如何なる關係の下に犯罪をするに至つたかと云ふ道行きを併せ研究せねばならぬ次第であります、而して斯の如く刑事制度が變遷して人格に重きを置くやうになつたのは是れは全く學校杯て諸君が講義で御聽きてございませうが、伊太利のロンプロンと云ふ元監獄の醫者が率先して唱へ出しましたる刑事人類學派の與つて力ある所と謂はねばならぬのであります、刑事人類學派の議論に付いては大體に於て賛成し惡くい所もございませうが、其學派の力に依て刑事制度に對して根本的變遷を爲すに至つた成績は偉大なるものであります、殊に彼の刑法新學派と唱へまして有名なる獨逸の刑法學者リスト和蘭のパンハートル白耳義のフリンス杯と云ふ學者が頻りに刑事政策と云ふ方面から現行刑法の主義組織に向つて革新を試み著著其働きを事實の上に實行し歐米文明各國は勿論吾國も亦た其影響を蒙るに至つたのは全く刑事人類學派の賜物として之を感謝せねばならぬのであります。

刑罰の種類には色々ありますが、刑罰の中で最も遅れて發達した者であつて而かも今日文明各國に多く採用し最も多く適用せられて居るのは自由刑であります、禁錮とか懲役とか云ふやうな自由刑と云ふものが今日の刑罰の上に於きまして最も盛んに適用されて居るものであります、蓋し自由刑は刑罰の中に於て最も色色の條件を備へて効力のあるものでありますけれども、併し段段自由刑を適用して

以來の經驗に付いて之を見ますると云ふと、豫て多くの望を屬して居つたやうに自由刑は効果を奏しないやうであります、之を幾ら用ゐても又監獄の制度を改良しても社會が文明に進むに従て犯罪が増加する、殊に累犯の犯罪が増加するのみで減少することは無い、是を以て世間の人は或は自由刑が效がなかつたのであると云ふやうなことを云ふ者があるのでございませうけれども、併しながら是れは皮相の論たるに過ぎませぬので、自由刑其物が敢て效がないのでございませぬので他に犯罪を増加する所の種種なる原因があつて、今日の増加を見るに至つたので必ずしも増加があるからと云ふて自由刑が效を爲さなかつた結果であると云ふことを斷言することは出来ませぬ、やゝもすると世間の人は自由刑が效がないとか監獄の働が鈍いとか云ふやうなことを申しますが、是れは唯だ其實を自由刑又は監獄制度のみに歸すべからずして他の刑事制度の機關の遣り方にも大に關係を持つて居ると云ふことを調べて見ねばならぬのである。

前にも申しましたるが如く刑罰萬能主義の思想は今日に於ても尙ほ深く世人の頭に浸み込んで居るが爲めに裁判官杯が裁判をし刑罰を言渡す場合に當りまして、どうも今日の刑事制度の主義である處の最も人格を研究し之を調査すると云ふことに心を用ゐらずして唯顯はれたる犯罪事實のみに付いて一も二もなく自由刑の言渡を爲すの傾きがあつて結局自由刑が非常に濫用せられて居る實況である、如何

に善良なる方法であつても之が濫用せられては溜つたものでない其弊害あるを免かれざるは當然である、今日の裁判の實況に就て之を見ると例へば賭博をした者がある、云ふと、直ぐに重禁錮二箇月罰金五圓普通の竊盜は重禁錮六箇月監視六箇月と云ふやうな鹽梅で多くは唯だ單純なる犯罪事實の上に重きを置き其之を犯したる人格………複雑なる個人的關係事情の如何は深く之を顧みず千遍一律恰も版で押したやうに犯罪事實に由て殆んど初めからレセプトが極つて居るのである、全く裁判は形式に過ぎぬと申しても善いと思ふ、若し之れが個個の人格を顧みて之れに適應するやうに裁判をする、と云ふこととてありましたならば、同じ賭博であり竊盜でありまして其科する刑罰は千種萬態、所謂十人十色、其面貌の同じからざるが如くに刑罰の輕重も亦た相異らざるを得ぬ譯である、所が今日はまるでそれが版で押したやうにちやんと極つて居るのは是れは即ち事實にのみ重きを置きまた刑罰萬能主義がまだ當局者の頭を支配して居る證據であらうと思ふのであります、さう云ふこととてありますから、中には個人に依て自由刑を言渡して監獄に入れてはならぬ者があります、幼年犯罪者の如き又は初犯輕微の偶發犯罪者の多くは即ちそれである、幼年者の犯罪に對しては歐羅巴では成る可く監獄に入れない工風をして居ります、所が今日の制度の上から申しますと幼年者でも惡い事をする………竊盜をするとか拘捕をするとか又は持逃げをするとか其關係

事情の如何を問はず直ちに捕へて以て之を自由刑に處して監獄に入れる有様でございます、形式的に重禁錮二十日とか一月と云ふ風に言渡して監獄に入れるのであります、監獄に入れた結果は段段其者を惡くする計りであります、監獄は恐ろしい所と思つて居つた所が、遣入つて見ると恐ろしくない、有外樂だと思ふやうになりまして又此次遣入ることを厭はなくなる、是れは社會に危險の分子を多くする結果を見るに過ぎないのであります、是れも唯事實に拘泥して人格を顧みない結果であります、又人に依りまして同じ犯罪であつても自由刑を科せずして罰金刑を科して宜しい者があります、罰金刑を科すべき者に對して自由刑の一箇月とか二箇月と云ふやうな短期を科しますと云と其當人は一向苦痛を感じない、却て澤山の物を取つたり詐欺をしても監獄へ一箇月か二箇月遣入りさへすれば結局割合が良いと云ふやうな考を起して、自由刑は一向其效を爲さないのであります、今日歐羅巴では段段自由刑殊に短期刑濫用の弊を認て來ました所からして之れに代ふるに罰金刑を以てすると云ふ一般の傾向を見るに至つて參りました、所が日本の實況は千人が千人殆んど自由刑であります、罰金刑で済まして宜しいやうな者がありましても千遍一律で自由刑を科するのであります、唯監獄の經費の負擔が多くなるに過ぎずして犯罪防遏に付いて何の效もないのであります、私の希望する所はもう少し罰金刑を多くしてはどうかと思ふのであります。

それから犯罪人の中には色色區別があります。習慣犯者と云ふのがあります、餘り大きな悪るいことはいないが始終悪るい事をして居る、再三再四監獄に出入する者があります、斯う云ふ者に對して極めて短期なる僅僅數日に過ぎざる短期刑を科するやうな場合が多い、さふ云ふ習慣犯者に取りますると僅かの刑期を監獄に送ることは些しも苦痛はない、監獄に行くこと家に歸るが如く、宿料無しの宿屋に在る如くに思つて居る、これも亦た唯事實のみに重きを置きますから、僅か計りの竊盜に對して假令再三再四やつても長く入れて置く譯に往かないと云ふので、短期刑を科するのであります。其結果は益々犯罪を増加する原因になるのみであります、諸君は始終御經驗もございませうけれども警察留置場に違警罪處分に依り浮浪者杯を十日以下の期間拘留處分に付することがあります、十日の拘禁處分果して何の效を爲すでありますか、一向效はないと思ひます、それ等も今日浮浪罪であるから十日以上長く拘禁することは出来ない、今日の制度はさうでありますけれども是れも人格の如何を顧みないからの話であります、浮浪者の如き再三再四悪るい事をするやうな者は殆んど病膏盲に入りたる不治の病人とも云ふべきものである、不治の病人が一箇月や二箇月病院に這入つても全快する者ではない、如何に監獄の制度が改良されても斯かる不治の犯罪人を矯正感化することは出来ないのであります、さう云ふ者を監獄に入れても決して犯罪を減少

することは出来ないものである、今日はさう云ふ事に一般の人が氣を附けるやうになりましてから刑事制度の發達の結果として追追犯罪者の人格と云ふことに重きを置き十分之を研究したる上に於て適當の裁判を下すやうなことに變遷して來た譯である。それ故に今日以後に於て司直の神を作るならば是迄の司直の神は兩眼を蔽ふて居りますが是れからの司直の神は炯炯たる雙の巨眼を付けて能く人を見るやうな姿にしなければならぬと思ふ、畠山重忠一流の四相も五相も人相を見ることが出來て初めて裁判官たる資格を有する筈であると云へるであらうと思ふのであります。

人格と云ふことに付いては段段一般の刑事制度の上に重きを置くやうになりましたが、畢竟するに浮浪者、無職の徒、職業なくして放佚懶惰の者、若くは賣淫者等の種類の者は其犯罪と認むべき事實は輕微でありましても、其人間が危険の者である、斯う云ふ人間は總ての機會を利用してあらゆる犯罪を逞ふして常に公衆を危惧せしめ場合に依りては則ちどんな危険な犯罪でも之を敢てすることを憚らず、國家は其自衛の目的を達するが爲めに此種の者に對しては假令其現實の犯罪は輕微なるも其人格の危険なりと云ふの理由に依り、此等のものは長く監獄に監禁する即ち十五年の長き迄も拘禁することが出來ると云ふ規程が現西の刑法草案などに設けらるゝに至つた次第であります、今日一般の立法の方針も亦さう云



ふ方に傾いて居るのであります、日本の刑法草案も不十分でありますけれども、是等の點に注目して將來は其罪が輕微でも人間が危険であると長く監獄に拘禁することが出来るやうになつて居ります、其人格主義の極端に用ゐられて居りますのは亞米利加の無定期刑の制度であります、是は今日では北米合衆國の各州で行つて居りますのが殊に最も發達して居るのは紐育州であります、紐育州の法律に依りますと死刑にても該當すべき犯罪は除きますが其外の總ての犯罪者に對しては裁判官の見込に依り刑の言渡をしない、唯竊盜罪、強盜罪に依て何處其處の感化監獄に入るゝ者なりと云ふ宣告を爲すに止まるので、此宣告を受けた犯罪人は監獄に這入つて監獄に於ける行狀なり改悛の程度如何に依て刑期を監獄官吏が定めるので、十五年の刑期に相當する犯罪をした者でも監獄に來て人格が能く分つて又將來危害を加へないと云ふことが認めらるゝと、僅に一年過ぎた位でも放免せられるのであります、其代りに又刑法の規定から云ふと一年位拘禁さるべき者でも人格の如何に依て十年間も之を監獄に入れて置くことが出来るやうに成つて居ります、是れも人格主義の現實に行はれたものであります、私が先年此の感化監獄に調べに參りましたときに十七八位の青年が強盜罪を犯してそれが爲めに監獄に入ることと言渡された者がありました、典獄が調べたときに此男は私は冤罪である私は強盜を犯した覺はないと云つて居る、是に對して典獄の言ふに

は一件罰録を見るとお前の逮捕になつたときは夜分の十二時頃である、而かも酒樓……料理屋、女郎屋のやうな醜業窟に於て夜の十二時に警察の手で逮捕せられたのである、成程お前は強盜をした覺へはないと云ふけれども十七八の青年が夜十二時頃酒樓に居つたと云ふ點丈けてもお前を此處に入れる値打がある、犯罪はしなくとも社會に於ける行狀がお前を監獄に拘禁する値打は十分あると云つて諭しました、つまり犯罪の事實如何を問はずして人格の如何を重く見ると云ふことが分かるのであります、寧ろ極端に失したと云つても宜しいのであります、亞米利加に於て人格主義の發達して居る實況の一斑が是れて分かるのであります。

(未完)

○ 憐念一生、便是自驚自暴

○ 無妄之罰、不欺其次矣

全

明

道

## 論 說

## ○監獄改良に就て (於五月茶話會)

飯島藤作君

私は監獄に奉職しましてまだ日が浅いのであります、殊に其分擔は會計でありましたから、監獄の本業とする行刑と云ふことに付ては一向にまだ經驗がないのであります、其私が博識且つ御經驗の饒かなる先輩諸君の前で御話を試みやうとするのは所謂釋迦に説法と云ふやうな譯で、甚だ憚多いことではございますが、大膽にも此結構な協會と云ふ道具を利用して温習旁々聊か思ふ節を述べて見たいと云ふ考てあります、

現今此監獄改良と云ふことは専ら當局部内で唱道する所でありまして其熱度も大分高まりつゝあるやうに思はれます、此改良なるものが如何なる範圍に向つて如何なる目的を有して居るのでありますか、又其効果を收むるには如何なる手段を必要とするのでありますか、少くも監獄改良の効果を期するには此範圍目的の二つを確むる必要があらうと思ひます、それは監獄事業と云ふものは社會萬般の事柄に關係を有して居りますから、是等諸般の事柄に連れまして豫め其範圍を定

めまして、さうして適實なる手段を以て着々其域に進むと云ふ注意がなくてはならぬものであらうと思ひます、然るに此改良なるものを以て、一の流行的事業のやうに見做しまして、漫然其歩調を進めて行くと云ふやうなことでありますれば、昔に改良の基礎が確乎たるものが出来ないのであるのみならず、彼是不釣合の所からして或弊害を醸すと云ふことになりはせぬかと云ふ恐があるものであります、て私は此改良は狭き範圍でなく即ち監獄内部の改良ばかりでなく、廣き範圍所謂刑事政策の改良とも云ふべきであつて、随つて其目的も犯罪の減少を期すると云ふことであらうと思ひます、然るに若も内部の改良のみを唱道しまして、外部は殆ど顧みないと云ふことでありましたならば、社會發達の程度に對しまして、所謂過ぎたるは及ばざるに如かずと云ふやうな境遇に陥りはしないかと斯う思はれます、現に目下の状況ですら在囚處遇を評して或は懲戒の分子が薄らいて來たとか、或は虐取扱と云ふ方に傾いて來たとか、或は作業に重きを置き過ぎるとか、或は又監獄は思ふと見るとでは存外容易い所であると云ふやうなことを耳にするのであります、是等は未だ監獄の實質を解し得ない所の理想ではありませうが、兎に角斯う云ふ批評を受けますのは詰り社會發達の程度がそれ程までに改良の必要を認めて居ないにも拘らず、比較的内部の改良のみへ其歩を進むると云ふとから招く所ではないかと思ふのです、而して社會一般が監獄を輕んじて來たと云ふ感念は

一朝一夕に驟すとはナカク、容易ならぬこと、思ひます、是には色々の關係もあるものでありませうが、就中此社會發達の程度が未だ幼稚であるのと、從來監獄官制が司法官制の最劣等にありましたのと、又其局に當る所の官吏の俸給等が少なかつたとか云ふことが重なる關係をして居りはしまいかと思ひます、尤も俸給の上下に依つて人物を批評するは甚だ不穩當ではあります、併し實際は俸給を聽いて其人物を評すると云ふ傾があるのです、而して普通何事業たるを問はず、事業其ものが單純であれば隨つて其局に當る所の役員も亦さまで有識の人物を要しない譯になつて居りますから、之を反對から申しますると、其當局者を見て其事業の輕重難易を推測することが出来ると思ふことになるのです、然るに監獄の既往を見まするにどうも此原則に當蔽められてあつたと思ふのです、此點に付きましては本年四月一日の改革は大に喜ぶべく又祝すべきの至りではあります、社會万般の事柄は一得あれば一失ありて、唯彼を捨て是を取ると云ふとは比較的からのこととありますから、此度監獄が府縣の監督を離れたと云ふことに付きましても必ず或部分に失ふ所があるだらうと思ひます、それで私は確かに其一部分と思ふのは、府縣の監督の下にありました當時ですら餘り厚き監督は受けなかつたやうで、例へて申したならば濫子扱てはなかつたかと云ふやうに思はれますから此度監督を離れたと云ふ上は一層他人視せられると云ふことは言ふを俟たないこ

とであらうと思ひます、地方最高地位に在る所の行政機關にして果して斯の如きでありましたならば、どうして其管轄の下にある一般人民の如きは監獄事業に着眼すると云ふことは數十年の後ならばいざ知らず茲數年間は到底望むべからざることであらうと思ひます、是監獄改良の上に甚だ憂ふべきの一點と云はなければなりません、それは先以て一面我田引水ではあります、此監獄の經濟をしても少し苦まない程度にまで定額を増して將來倍々監獄官吏の待遇を厚くし以て適識ある人物を迎へ、又一面には少くも地方廳所在地に何とか適當な名目の會です、私は先づ道義會と云ふやうな會を組織しまして、其會員は監獄に奉職して居る者及出来るならば警察官等が義務會員として、入會して、適宜地方廳裁判所職員其他一般人民の有志者を誘導して入會を促して、少くとも二ヶ月若くは三ヶ月に一回開會しまして、徳義の奨励と云ふことを基礎にしまして、社會秩序の維持を圖る上に付て互に研究する所がありましたならば、一には地方人民との結び付ともなり、一には社會的慈善事業の發達を促す助ともなりました、且つ我監獄改良上にも勵からざる裨益を興ふるのみならず、同時に少くも廣き範圍に於ける犯罪減少の目的を達すると云ふことが出来やうかと思ふのであります、甚だ詰らぬ事を述べまして邪問を致しました、

## 〇所 感 (於五月茶話會)

佐々木懷之

近頃感じました事が二三件ございますから諸君の御考究を仰ぎたいと思ひます、先日川越の幼年監に参りましたが、其際早崎典獄の御話が澤山ございましたが、其御話の中に、幼年囚が運入つて來た時、先づ第一番に家庭との聯絡を付ける、さうして其聯絡が切れないやうにして置いて充分に監獄の中で工合能く處遇して、而して放免の時は書信の書き方等に餘程注意して父兄に手紙を遣つて、父兄を呼出して引渡すか、或は此教誨師或は看守長とか云ふ者が連れて行つて、兎に角其父兄に直接會ふて、充分監獄の中で斯う云ふ風に處遇をしたと云ふことをば通じて、而して其後の保護をば宜しく父兄に頼むと云ふことが、幼年を處遇する上には餘程大切のことであらうと云ふ御話を承りました、誠に感じたこととてございませうが、其時に彼所の教誨師の松井と云ふ人が私に言ひまするに、四五日前であつたが放免になつた幼年囚を連れて行つて父兄に渡した事實談を聞いたのですが、其時に松井教誨師の感じとして、今まで大切に監獄の中で非常なる注意周到な處遇をして、而して渡す所の父兄はどうであるかと云ふことを考へて見ると、甚だ面白くない兄さんがある、甚だ宜しくないお父つさんがある、現に此間連れて行

つて渡した其父兄たるや到底其小供を保護するやうな資格のない者である、斯う云ふことを松井さんが御話になりましたが、それに付て私はどうであらうかと斯う云ふ迷を以て今日までやつて來ましたが、先般來私の監獄では囚人に参りました所の來信をば悉く教誨師が之を檢閲し而して各工場を巡視旁々其手紙を持つて行つて囚人に讀んで聽かせると云ふことになりましたが、私が其局に當つて教務所長の指圖を受けてやつて居りますが、毎日四十通なり五十通なりの來信に就て今感じを聯想したですが、來る所の手紙の中で値打あるものと云ふたら先づ十分の一位しか私の眼に映じないので、殆ど無効なる所の手紙である、殆ど面白くない友達から來たのではなからうかと云ふ疑の眼を以て見るやうな手紙許てありますが、友人等に注意することは是又無論の話であります、今私の聯想したと云ふのは家庭と其者との關係です、司獄官が茲に於て少しく注意をして寧ろ面白くない所の兄があるとか、繼母があるとか或は面白くないお父つさんがあるとか云ふことを知つたならば寧ろ少しく極端かも知れませぬけれども、私の考としましては、家庭との聯絡をば更に切斷するの策を探つてはどうであらうか、斯う云ふのが私が諸君に伺つて見たい近頃の感じてす。

それから二つには監視引受を警察に向つて紹介する場合です、其當路者から聞きますると、餘程警察に妙な所の一の出來事が近來ある、是は皆さんが何れも御氣

付きある事でありませうが、警察の方で其監視の引受を受引人に承諾させるに於て、寧ろ警察の方は己れの管内にさう云ふ者を引受けさせない方が宜いと云ふやうな考を持つて居る人があるやうに聞いて居ります、是は廣く御話は出来ぬこととてありますが、幸ひ今日は内輪の諸君が御寄りてありますから……若し果してさう云ふことがありとすれば是程残念のことはないと思ふ、先日も私の方で澤山金を持つて遠方から態々迎ひに來た、是は本所區で引受ける人でありましたが、引受人も確かに極つて居るにも拘はらず幾度書面を遣つても警察から回答がない、或は電話で請求しても一向其者の身元を調べて引取の事を照會しない爲めに、二三日も別房に留めて置いたと云ふことは最も近い例であります、夫等に付て考へても引受人に承諾させる丈の所謂保護する丈の價値のない人はそれまで延引したは仕方ありませぬが、事實上さう云ふ事があるとすれば、即ち警察の言は、緩慢と云ふ所からさう云ふことがあるとするならば、諸君と共に何んとか改良を促すことは今日の急務であらうと思ふ、是が二つです、

それから第三には或は本省の方が御巡閱になるとか或は他の監獄の典獄が視察に御出でになるとか云ふ時分に、東京などの監獄ではさう云ふことは少なからうと思ひますが、随分前任地などの例に依つて考へて見ましても、御巡閱があると云ふたら七日位前から監獄内を掃除するとか平生ある物を片付けるとか、或は工場

に特別注意するとか、せざるを得ぬ、已むを得ぬやうな準備をするは是は無論であります、囚人と共に巡閱される人があるからと云ふて、或は工場に居られる人達が大きな騒動をして如何にも見に來る人に街ふと云ふやうなことがあつたらば、平生裏表と云ふことは甚だ宜しくないと云ふことを切に話して聴かせ、又事實の上に顯はして居るにも拘はらず、さう云ふ事が偶まさかにあつたならば平生の注意と云ふことはどうでありますか、實に畫餅に歸して仕舞ふ、人がお出でると云ふ場合少しく前に看守が知らせて來ると、ソレ來たと云ふので工場は囚人と看守と授業師とが寄つてかゝつて掃除をする、斯う云ふことが多くあらうと思ひますが、是等は餘程注意すべき價のあることであらうかと私は近頃感じましたので、

それからモ一つ御話したいのは彼の分房等の搜見です、是は毎日一回と云ふことは御規則ですが、如何にも工合が悪るい、看守が行つてサア今から搜見すると斯う云ふて中へ這入つて囚人の帯を解かせ敷いて居る帯を取り書物の中まで搜す、棚があれば棚の隅を搜見する、其時看守と囚人との間にどう云ふ感じがあらうかと云ふことを考へて見ますと、少くとも普通人が家宅搜索を受けるやうな感があつて心中必ず相反目して居る、澤山の人が出たり這入つたりする時に帯を解けとか云ふことをしても、是は一の規則としてであると云ふことで、人の感化上餘り大

した害はありますまいが、それと同じ理屈ではないと思ふ、分房等を捜見することとは何んとか茲には能く注意をして餘り感情を害しないやうに、又捜見する方の人も囚人を其所に坐らして置いてトテモ念の入つた捜見と云ふことは矢張感情の動物として出来まいと思ふ、果して出来ぬとするならばホンの形式の捜見であつて、其捜見なるものの目的を達することは餘程困難である、てありますから或は入浴の留守とか或は運動は必ずさせますから其運動の留守とかの場合にしたならば、囚人の感情を害することも少なくなり且又捜見する方にしても其人の居ない時にした方が周到なる捜見が出来やうと思ひます、

先づ以上四つの感じて有りますが、諸君の間に之に對しました御議論を持つてお居てなさる方、且又御經驗上で早速御説明を戴くやうなどが、出来ますれば誠に仕合ですが、近頃私が感じて居ります中の二三を御話致しましたのであります、

### ○研究會開設の希望 (於五月茶話會)

大竹岩次郎君

私は演壇に登つて申上げる程でもないのであります、併し希望を述べるに付きましては矢張爰へ立つた方が宜いやうでありますから暫く此席を汚すのであります、

本日の茶話會は實に我々に取つては非常に有益な御話を澤山に聽きまして大變満足をする次第でございますが、私共學校に居ります生徒は御同様に傳給を戴いて自分で勉強して居ると云ふ是程難有い仕合のことではないのであります、所で此自分等が毎日一生懸命に習ひます所の學理を應用して將來監獄の爲めに盡すことは今更言はなくても分つて居りますが、其盡します所は直接に利益があるであらうか或は間接に利益があらうかと考へて見ますと、私は遺憾ながら監獄に取つては間接の利益を受けることであると思ふ、てありますからしてどうか一年間傳給を頂戴して東京に遊學して居る其お土産を銘々持つて歸ることを考へたいのであります、私最早二ヶ月許随分考へて見たけれども好い考も出ませぬが、先程の教誨師さんの事實問題、あゝ云ふ問題を續々出してさうして討論と云へば甚だ語弊があるやうですが、意見のある者はドン／＼述べると云ふことに致しましたならば却て其職に當つて直接の利益を得ることが餘程多いであらうと考へます、唯一ヶ月一回の茶話會では實は大家の演説も其間に聽かなければなりませんから我々の研究する時が大變不足になるのでありますからして、當會の先輩諸君に願ふて第三土曜日が茶話會であるならば、第一の土曜日には我々生徒の爲めに研究會を開いて貰いたいと云ふ希望であります、どうか我々同僚の諸君は月に一

回の土曜日を潰ぶして協會なり或は學校なりに於て此研究會をやるやうに致し又東京所在の監獄に御奉職の先輩諸君は我々地方の田舎者の爲めになるやうな事實談を御聽かせ下され又問題を續々提出して我々生徒の頭を練ると云ふことに御盡力を願ひたいのであります、此希望を以て私は私一個の考で先輩諸君并に同僚諸君に向つて一應述べて此事を實行致したい次第でございます、

モ一つ附加へて申し上げますが、今教誨師さんから御述べになりました第一の幼年囚を送り届けた時分の家庭の有様に付ての御話でございますが、私も實に同感な次第であります、然るに日本には最早既に三十三年でございますか、感化法と云ふ結構な規則は發布されて居るけれども、あの規則は地方長官の具狀に依つて施行すると云ふことになつて居るからして、地方長官が具狀しないが爲めに其儘になつて居る、二三の地方に於て行はれて居ると云ふ話でありますが、あゝ云ふ良い規則があるに拘らず其儘放つてありますからして、今のやうな種々難多の困難が出て來るのであらうと思ひます、あの感化法が實行されて居つたならば、唯今御述べになつたやうな家庭の不貞なる時分には又是を其不貞なる家庭に歸しますれば直ちに又犯罪を爲すの虞れがあるからと云ふので其所に收容して大に將來に犯罪を防ぐとが出来る次第であらうと思ひます、又二三四あたりの問題は實に私も大に警察の取扱に對して不服を持つて居る、で警察に交渉したともあります

し、一番終りの分房囚の搜見、是は事實問題で實に教誨師さんとしては好い所の御注意であると思ふ、随分地方の監獄にはさう云ふ場合がある、形式に流れて効がないのみならず感化上妨害を爲すと云ふことである、成程御尤であります、金城鐵壁と頼んで居る我々の家屋に法律に依つてではあるが、家宅捜査を受けます、金の氣持は決して宜くはない、それと同じく自分は謹慎をし改心して居る積りで居るにも拘らず、毎日看守はそれに向て同一の動作を以て形式的に搜見をされるのは、囚人の身に取つたら随分面白くない感が起る、折角改良しかゝつた所も是程までに己れを疑つて居るかと云ふ感情が起ると同時に今までに感化した力は最早失せて仕舞ふやうなことがある、又翌日教誨師さんが引留める、始終教誨師の感化力と看守の其仕事がトンチンカンの結果を來すやうなことにならうと思ひます、是等も事實問題で大に研究を要すべきことと思はれます、

モ一つは巡閱官の來られるに付いて裏表の仕事をして居るやうなことがあると云ふ御話でございますが、是も随分地方にはある話でございます、分監邊りにすると本署の典獄が廻られると云ふても又本署の課長なりが廻られる時でも矢張其事があるのであります、況んや監督最上官の巡閱官が廻られるときは其位の事は随分有り勝てありますが、夫等は我々からして餘り聲を高く言ふことは出來ない、典獄の權内で充分出來るから、平生典獄の注意が充分行届いて居つたならソツナ

馬鹿々々しき事はないことになつて來るのであります、兎に角今私の御話申した如く私の希望とする所は互に胸襟を開いて事實問題の研究をやりたいと云ふ考でございますからして、どうか茶話會は茶話會として其外に尙ほ月一回の研究會と云ふやうなものを開いて益々此事實問題に付ての研究を致したい希望でございます、

○人心易<sub>レ</sub>飭、氣習難<sub>レ</sub>化、君子多<sub>レ</sub>因<sub>レ</sub>好事、上不<sub>レ</sub>覺<sub>レ</sub>乘<sub>レ</sub>快、偏<sub>レ</sub>了、南 野

○異端不息、由<sub>レ</sub>正學之不明、我盛、則彼消、鑿<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>日矣、東 萊

○不能<sub>レ</sub>動<sub>レ</sub>人、是誠<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>至、於<sub>レ</sub>事、厭<sub>レ</sub>倦<sub>レ</sub>皆<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>誠處、伊 川

訪 問 錄

○畑典獄の實行談

小河君から監獄に關して何んぞ話をせよと云ふことであつたから、今實行しつゝある二三の事柄を話さうと思ふが、先づ第一には

看守教養の必要なる事

である、監獄の首腦たるものは固より典獄にあるのであるが、典獄は監獄の百般の事務に當るので、其一部分の事務に精通して居らなければならぬと云ふことは當然であるが、實際囚人に直接する所の看守其人を得ると云ふことが最も肝要な事柄であつて、寧ろ典獄よりも看守が直接するのであるからして、其人を得ると云ふことは監獄の目的を達する上に於て極めて必要な事柄であらうと思ふ、典獄が如何に心配しても、直接する所の看守其人が典獄の心を以て事に當つて呉れないと、折角典獄の心配する事柄が囚人の腹に徹底しない、囚人が多く言ふに、典獄さんはナカ／＼色々

御心配になつて、吾々に利益になるやうに極めて親切に話をして呉れるが、實際看守方のお振振りを見ると、どうしても典獄さんが御心配下さるやうなことは至らぬのである、吾々が折角典獄さんの御心配下さる所の好意に依つて、自分ながら改悛しやうと思ふても、看守其人が吾々に對して兎角に敵視するやうな傾があつて、折角の典獄さんなり看守長さんなりの御心配になることも看守其人の爲めに打擲はされて仕舞ふので、誠に是が遺憾であると云ふことを囚人が能く言ふて居る、私が北海道に居つた時分、自由黨員で政治犯で遣入つた者が特赦で放免になつて私の宅へ禮に來た、其時私が斯う云ふて聞いた、君方は多年監獄で苦心したが、監獄で何か自分で感じたことがあつて、監獄の事柄に就てどうしたらば監獄の改良が出来るとか云ふやうな考があるならば話して呉れと云ふた所が、彼等が言ふには、第一監獄で御改良になるべきことは、看守其人の撰擇が大切であると思ひます、上官に幾ら立派の人が居つても、看守其人がゆけなければ、吾々は改悛しやうと思つても改悛することが出来ない、寧ろ改悛を妨げ



られるやうなことがある、看守其人を見ると吾々を改良しやうと云ふ念慮は殆どないやうである、監獄の定義と云ふものをさつぱり知らぬやうである、あゝ云ふ人達が吾々を扱ふと云ふに至つては、到底改悛の目的を達することは出来まいと思ふからして、是よりは看守を充分に教育なさるか、人物を撰擇なさるか、何れにしても今日の儘の看守其人では、遇囚の途の全きを得まいと思ひますと云ふことを云ふたことがある、是は如何にも尤なことであらうと思ふ、昨日司法大臣の訓示にも、出獄した者の中で稍や信用を置ける者の話を聴けば、典獄も看守長も知らないやうな事柄であらうが、どうも看守其者が遇囚の道を得ないと云ふことが数々ある爲めに、囚人其者が改良しやうと思つても改良することが出来ず、又敢て悪むいと云ふ人間でなくても、看守其者の扱の爲めに自然に悪くなる傾があるかも知れぬから此邊は能く注意しなくてはならぬと云ふことを司法大臣は訓示せられたが、是は典獄は知らぬかも知れぬ、是は私是最も適切な御訓示であると昨日自分は感じた

のであるが、兎に角朝に夕に囚人に直接する所の職に在る者は看守であるからして、此看守を教育することは目下頗る必要な事であらうと思ふ、今日では幸ひ監獄學校と云ふものを設けられて、私の方の看守長には其卒業生が多くあるから、其卒業生殘らずに各科目を受持たして看守の教養に殆ど全力を注いで掛つて、昨年の暮大試験を行つて、其成績は彼等の筆記を其儘小河君に參考に送つたことがあるが、小河君は監獄官吏の教育と云ふことに専ら力を入れて居られるから、大變に満足して、看守が是位に出来るやうになつたかと云ふて喜ばれたが、今日に至つては監獄の定義と云ふことに就ては略ぼ彼等も一通り飲込んで、先づ私が一の訓示を爲しても大抵それを會得することの出来るやうなことに至つた、どうも世間多くの看守は監獄の定義の何物たるかを辨へずして、何んても唯嚴正な命令の下に囚人を自分の意の如く服従さへさすれば、それで監獄の紀律は立つものやうに心得て居る、是も監獄の定義が分つてからしてやるならば兎も角もだが、分らずして無暗に己

れの意の儘に囚人を使役しやうと云ふに至つては囚人は心中服従しないのであるからして、到底改悛することもむつかしからうと思ふ、そこで私の考では、元づ第一に看守其者の教育と云ふことに各監獄力を盡して、さうして一通りの監獄の素養を與へて然る後でなければ到底囚人の改良などはむつかしからうと思ふ、何事を措いても看守は必ず教育して此刑罰執行の目的を彼等に會得させることが必要であると思ふ、それから

#### 囚人に授ける職業の撰擇

であるが、宮城監獄は長期刑を執行する所になつて居るが、其長期刑の中には廿歳未満の者もあり、又壯年もあり中年もあり稍や老人もあり、年齢に於ては四つ位に分つて居る、三十歳位の血氣盛んの者で、是まで屢々監獄に這入つて、何れの監獄でも累犯者と稱へられて各監獄で將來望みの無い者と見込まれた者が這入る、此遇囚法に付ては色々苦心して見た、言ふことを聴かなければ獄則に當て、相當の處分を爲し、又教誨師を以て教誨をさしたり、監獄の學校へ入れて教育を施したり、

色々の方面から彼等を導いて今日やつて居るが、一番其中で効力のあるは何かと云ふと、職業の撰擇である、教誨だの教育だのは彼等も喜ばぬではないが、何分教誨や教育と云ふものは高尚な話で、彼等の耳には入り難い、で職業の方で導かうとして、一昨年來漆器業を目論んで目下三十名許其業に就けてあるが、其囚人を集めて私が能く言ふて聽かせる言葉に、お前方が今日の境遇になつたのは、自ら好んで悪事を爲すと云ふことはあるまいが、詰り一定の職業が無い爲めに、知らず識らず悪い事を爲しそれが習慣になつて、自分で悪い事をそれ程悪いとも思はぬやうになつたのであらうが、是も一定の職業があつて、自分が相當の生活をするに困難でなかつたならば、汝等も好んで悪事をするのもあるまいと思ふ、情けないことには一定の職業がないからして斯の如き境遇に陥つたのであらうが、乃公は汝等につ一職業を與へてやらう、それは漆器業を與へてやらう、社會に於ては漆器業は大抵六年なり七年なり親方の所へ年奉公をして、七年の後卒業しても又一二

年は禮奉公をして、詰り八九年の後でなければ自由の體らだになり一人前の職人として相當の賃錢を得ることは出来ないのである、それも社會に在つては、初めの一年位は飯も焚かなければならず、水を汲み掃除をし、偶まには親方の肩も叩いて機嫌も取らなければならぬと云ふこととて、普通の職人となるには随分骨が折れる、所が監獄では初めからして漆器業其ものに専心従事されるのであつて、授業師の肩を叩けとも言はず水を汲めとも風呂を焚けとも言はぬ、さうして初めから相當の工錢を與へる、民間に在つては親方の家に居つては容易に賃錢は得られぬ。風呂錢髪結錢を貰へば宜い、然るにお前達は初めからして相當の賃錢を貰つて、唯監獄の一定の紀律を守つて其傍ら學問に従事させて貰ふと云ふことは、實に悪く言へばお前方は監獄に遣入つたのは幸福と言はなければならぬ、さうしてお前方の刑期は何んばかと云ふと何れも皆十二年以上の長い刑期を持つて居る、其間に乃公の言ふことを聽いて爰で勉強すれば立派の職人となつて社會に出て此生存競争の世の中

に獨立することの出来る丈にしてやらう、だからお前方は乃公の言ふことを聽いて、能く監獄の規則を守つて十年十二年の後には立派の職業を貰つて、其上に五拾圓なり百圓なりの工錢を貰つて、放免後に自分の獨立する丈の資本を拵らへて貰ふなどと云ふことは決してお前方は社會に於て出来ぬことである、であるからお前等は能く勉強して、此職業を以て社會に出て是までの恥辱を雪ぐやうな考を持たなければならぬと云ふて聽かせた所が、お等は非常に喜んだ、何んば悪い者でも相當の年齢にもなつて居るから自分の將來の心配と云ふこともするから、其爲めに常に悪い者であるとか守なり看守長からして申告された者も、お前と人間が變つて殆ど別人の如くなつて、唯再び獄則に背くやうなことがあれば此職業を與ふることを停止する、其停止されるのが嫌やな爲めに非常に勉強する、隨つて行狀の點に於ても著しい功績も擧り、又職業の上にも其進歩は頗る速かて授業師の言ふには、普通の職人の進歩は二年にして出来るものならば彼等は一年で出来ずと

云ふやうなことを申して居ります、さうして見ると彼等は普通職人が七年で一人前の職人になるものならば三年半で一人前になれる譯で、監獄には教誨と云ふ機關もあり、教育と云ふ機關もあり、作業と云ふ機關もあり、色々の機關を備へて彼等を矯正するのであるが、其中最も効力のあるものは、彼等放免後に自營の途に差支ない職業を與ふると云ふことが一番効力があると思ふ、であるから監獄では職業の撰擇と云ふことには最も注意して其方に力を盡さなければならぬ、それに反して同じ監獄の内にも例へば織機業がある、其織機業の中にも木綿機を織る者もあれば絹機を織る者もある、木綿機は宮城監獄などは殆ど二百臺も据付けて織らして居る、其木綿機を織る者の身になつて見ると、自分が放免の後果して此木綿機を織つて自活し得るかと思ふたら、それは爲し得ないのです、と云ふのは今日男子が木綿機を織つて一身を支へることは到底出来ない、是は婦人の内職位になつて居つて、到底出来ないからコンナ馬鹿々々しい事をして放免後の目的が立たぬから、

役人の言ふことを聽いて骨を折つた所が詰らないと云ふ氣があるから、木綿機を織る囚人は極めて行狀が悪い、隨つて自暴自棄の心を起して、成るべく爰の工場に犯則でも餘計して他の工場へても移されるやうにしやうと云ふ考を持つて居る者が多い、で木綿機では仕方ないから絹機ならば男子の職業としても一日三十錢なり四十錢なりの賃錢が得られるから、相當の賃錢の得られる職業を與へてやらうと云ふ考から、一昨年から絹機を始めて目下六十臺許据付けてあるが、其方の囚人は同じ機織でも極めて行狀が良い、是は良い囚人を其方にやるかと云ふとさうではない、悪い囚者を將來望のある者を撰つてやるので、それに此職業を以て將來自分が獨立しやうと云ふ考がある爲めに、其工場を去りたくないから極めて謹慎もし又將來に望も持つて居るからして、成るべく他の工場に移りたくないと思ふ念慮からして大變行狀が良い、それを見ても彼等に職業を與ふる上に於て職業の撰擇と云ふことは頗る必要な事柄であらうと思ふ、だから唯各監獄に於て作業がないからと

云ふて無意味に草鞋を造らせるとか、藤を織らせるとか、其日々々の仕事をさせるやうな事柄は短期刑は止むを得ないが、長期刑には成るべく將來望ある職業で彼等が如何にも自活の途を得ることが出来ること云ふ目的のある職業を興へると云ふことは頗る必要な事柄であつて、他の方面で色々設備が出来ても此彼等自活の途を得る所の職業を興ふることが出来なかつたら、他に幾ら良い方法があつても此一事で監獄の目的は達し得られまいと思ふ、であるから此作業の選擇と云ふことは實に大切の事であり且つ國家の經濟上監獄の經濟上成るべく有益な作業を興へることは典獄として最も努めなければなるまいと思つて、私は大に其邊に注目して居るのである、それから

## 囚人の教育の事

である、此囚人の教育と云ふことは、目下の監獄の制度の上に於ては、幼年囚未丁年囚等には教育を授けることが監獄の規定にあるが、其以上の囚人になつてはさう云ふ規定はない、規定はないが、一昨年司法大臣より教育の必要と云ふことを我々

知り算盤を弾き體操をするばかりが教育ではない、自分の精神を修養すると云ふことが最も必要であるからして、さう云ふ者が教場に出て教育を受ける者にして、第一自分の本分たる獄則を守ることが出来ないこと云ふやうなことであれば、到底教育しても無駄であるからして、此教場に一日も入れないで退學させるから其積りて充分に勉強をし、學年は六ヶ年と定めて、高等小學の卒業者の程度までに教へてやるからして、若し其間に行狀が悪るかつたり不勉強であつたりすることがあれば直ちに退學を命ずると云ふことを一同に申渡したらば、其學校からして退學されると云ふことを彼等は非常に恐れて、それが爲めに非常に行狀も良い、従來手も付けられぬと云ふ奴が今日ではナカ／＼信用を得るやうな人間に至つたのも澤山ある、此教育の必要と云ふことは勿論言はぬで分つて居る話であるけれども、彼等自身が教育と云ふものは斯くまで貴いものである、此教育を施される程の恩典を空しくしたくないと云ふ心掛は彼等にも充分あるので、此教育と云ふことには私は

に訓示せられてから、私は幼年者未丁年者に限らず、其以上の年齢の者にも教育の必要と云ふことを自ら感じて居つたから、大臣の御訓示の旨趣に基いて三十歳未満の囚人に普通教育を授けることを始めた、其學科は高等小學の學科を程度として、毎日一時乃至二時間休憩時間を節し、晝夜時間を延べたりして練習をして、體育も其中に加へて始めた所が、非常に成績が良い、と云ふものは彼等は無教育の者であつて固より國家の法律の何たることをも刑罰の何たるをも知らない者であるが、自分が無學文盲であると云ふことを恥づると云ふことは何人にもあるので彼等も同じである、又實際自分も一丁字を辨じないと云ふことに付ては不便を感じて居る、そこで前申した程度で三級に分つて始めたが、どうも彼等は非常に熱心で進歩が早い、素より相當に年を取つて居るから普通ならば滿六歳に達した者が初めて小學校に行く、其位の程度から始める者もあるが、非常に進歩が早い、て私は總て囚人と約束するのである、お前に教育を授けてやるが、教育と云ふものは單り文字を

大に望を屬して、どうか總て監獄では單り幼年囚未丁年囚ばかりでなく三十歳以下の者には此教育を充分興ふるやうにしたならば刑の目的を達することも出来、又再犯を豫防する上に於て頗る力あるものであらう、其者は放免になつて見なければ成績は分らぬけれども、先づ今日の所では普通の讀み書きが出来ると云ふことに監獄で教へて貰つたと云ふことは頗る彼等の頭にも感が深くなつて、將來は必ず此目的を達することが出来るであらうと思つて今日でも望を屬して益々盛んにやる積りて居るのである、それから

## 放免後の成績を調べる事

であるが、宮城監獄では統計を作つて見た、それは放免後三ヶ年に至つて原籍の警察署、町村役場又は親屬其他に書面をやつて、放免後如何に生活して居るか、再び犯罪を爲す如きことはなかつたか、何の職業に就いて居るかと云ふやうな事柄を照會して、一人毎にそれを調べた表があるが、其結果として百人中の七十七人、八三と云ふものが正業に就いて全くの良民になつて居る、其外の廿

二人、一七と云ふものが所在不明と再び犯罪を爲して監獄に遣入つた者で、此内所在不明が十人、〇四で犯罪を爲した者が十二人、一三であるから再犯を爲した者は極めて少ない、さうすると地方獄邊りの比例から見ると宮城集治監の如き長期間の執行をする所の結果が良いと言はなければならぬ、是は單り行刑の目的を達する上に於て最も力の多いのは、長い間監獄の苦みをしたと云ふのが一つそれから兎に角十二年以上も執行するから血氣盛んの者も稍や衰へる時代に監獄から出て行くことも一つある、血氣が衰へるから社會に出て悪事を爲すと云ふ力も弱くなる、又自分の老後の心配もする、さう云ふ關係もあるからてはあるが、兎に角此長期を執行することは短期刑を執行する割に其目的を達する上に頗る効があると言はなくてはならぬ、それに尙ほ私の方で今日心配しつゝあるのは放免後親戚故舊の者との間を結付けることに付いて非常に心配をして居るので、是は永い間監獄に居つて社會の生活に遠ざかつたものであるからして、之を扶助誘掖する上に於て宜しく補

助して呉れと云ふことは町村役場或は警察署等に書面を發し、又親屬にも監獄に於ての行狀は頗る宜かつた、従前は頗る強惡の行狀もあつたが、今日では本人も頗る前非を悔いて改悛して居るから、再び親屬其他に迷惑を掛けることは萬々ないと言するから宜しく世話して呉れと云ふて注意を與へてやるまで手厚く監獄は世話をしてやるやうにして居るからして、親屬の者さへも見放した者を監獄で斯くまで世話をして呉れるからと云ふて實に監獄の親切の篤いことに感じて本人に對する親切も篤くなると思ふ、其結果今數字に顯れたやうな真成績を得て居るからして此事も御話して置く、それから

#### 免因保護の事

であるが、此免因保護と云ふことに付ては頗る心配をして居るが、殊に吾々の此事に力を入れるには、十二年以上も刑の執行をする監獄であつて見れば長い間監獄で世話を受けて居るから監獄官吏と囚人との間は頗る親密になつて居る、其者が放免になる場合に引受人がない、引受人がなければ

勢い監獄から出すことが出来ないからして別房に留置かなくてはならない、所て監獄では是は行狀の良い者である、改悛者であると認めて賞票までも與へた者を行く所がないからと云ふて四年間も亦別房留置人として取扱ふことは吾々どうも忍び悪くいのである、引受人さへあれば監獄から出て行かれる奴である、それが引受人が無い爲めに出て行くことが出来ない、と云ふは人情の上に於て實に忍びない、そこで同僚相談の上にも斯う云ふ不憫の者は長く監獄に留置くと云ふことは如何にも忍びぬ、さればとて地方に免因保護といふことが行はれて居らぬから、吾々同僚相談つて保護しやうてはないか、どうか相當の雇口でも見付けてやつて、早く監獄から出して社會の空氣を吸はしてやらうてはないかと、斯う云ふ先づ監獄官吏の人情の上から思立つて三四年前から此事業を企てた、所が幸にも今現に教誨師を勤めて居る藤吉と云ふ人であるが、此人が非常に熱心で、今の監獄に廿年も勤めて居るので、地方に懇意な人もあり世間の交際に廣い人だから、其人の力に依つて

諸方に雇口を見付けて貰つて引受人の無い囚人を是までに一寸確かの數は覺へぬが、四十人も出したと思ふ、現に今吾々の、保護の下に居る者が三十一人居る、是までは別に保護會と云ふやうな名稱を附さないで、唯監獄の同僚共が規則も何も無い間に保護し來つたのであるが、當春から規則を拵へて宮城監獄の中に免因保護部と云ふものを設けた、で其成績も頗る宜いので是も四十人程居る中から再び罪を犯した者は持兇器強盜一人、強盜殺人罪が二人是文結果の惡い者を出した、其外に逃亡者が二名あるが他は何れも成績が良くして、中には立派に相當の資産を得て今日では妻を貰つて一戸を成して居る者もあり、又相當の貯蓄を爲して居る者もある、是は監獄官吏が銘々幾分宛の費用を出し合つて保護部の費用に充て、居るが是は頗る成績が宜しい、彼等は保護さへ與へて正業に就けてやりさへすれば決して再び犯罪をせずして將來良民になるべきものであると信するのである云々

## ○拷問談 (前號の續)

左程危険な拷問器械ではないが罪人を苦める爲めに最も効力のあつた物はブルンムペーテーとフラケラーと云ふ器械であつたフラケラーは罪人を管つ道具として極めて適當なる物で其構造は恰も麥打に用ゆる連枷の如き物であつた此拷問を行ふには罪人を臺の上に俯臥せしめて脊を管つので結局骨の露出するに至るまで鞭笞を加へると云ふ實に見るに堪へ難きものである獨逸邊では最も人に恐怖せしめむが爲めには羅馬の連枷を用ゆるとか或は打禾するとか云ふ語を慘酷の代名詞として慣用して居る位である又古代の文學者などは此事を形容して打禾は人間の生命を維持する貴重なる穀物を得るが如く罪人に付いては金の穀物即ち動かすべからざる事實を白状せしむる者であるなどと記載して居る何人も一度此拷問を想像したる者は其苦痛を免れんか爲め速かに罪狀を自白せむとす

寧ろ一と思ひに死する方が増してあると云ふ希望を起す爲めに無實の申立をする場合が最も多いのである、

是よりも一層罪人の苦む所の拷問はトルメンツームヂチス即ち口渴の拷問である饑餓は口渴に比すれば稍や長い時間耐忍することが出来るのであるが渴することは人間に取つては餘程堪へ難い事柄である而して渴せしむると云ふことに付いても單に水を與へぬと云ふ方法のみならず是には尙ほ有らゆる手段を附加して行ふのである即ち先づ鹽分の強い食物を與へ之を非常に温度の強い室内に閉込め全身の水分をして蒸發せしむるのである、尙ほ一層驚くべき効果を奏すると云ふ拷問はトルメンツームフキリニ即ち不眠の拷問である是は罪人をして終始一睡も食らしめないといふ方法であつて番人を附し一寸でも眠らむとする場合には直に鞭撻し假令日間と雖とも白状をするまでは番人は常に交代して一秒時間も眠らしめないのである是も時々談話等に依つて慰むるの方法があればまだしもであるが全く沈黙を守つて居るので

るの決心をすると云ふ事であるが去とて余り肝心したる者でない拷問の種類は輕さのものに至つては殆ど枚擧に遑なき程であるが輕い拷問で身體を直ちに毀損しないものは極めて輕微な犯罪の場合に適用せらるゝのであつて茲に其一二の例をお話しすればトルメンツームフアミス即ち饑餓の拷問も其一である是は恐れ入ました申上ますと云ふ迄罪人に著しき饑餓の苦痛を與ふるの方法であつて此拷問の如きも勿論缺點の甚しきものである人が甚しき饑餓に陥つた場合には理解力は全く喪失して思考力杯の有る者でない此人間を捕へて白状せしむるのであれば其白状した事柄が事實でないといふとは明かな話である何人と雖とも精神に異狀を來した場合には到底正確な志意を言ひ現し得べきものでない殊に饑餓の極點に達した場合の如き無論正確な事實を白状することは出来ない此精神病者同様の者の言語を取つて犯罪の有無を決定するのであれば方法の不完全たるとは言ふまでもない譯であるのみならず苦痛に堪へざる場合には之を免かれむが爲め若くは罪り殺しをせらるゝよりは

あるからして非常に苦痛の感覺を生し疲勞を覺へるのである不眠の結果は衰弱に陥り全く腦髓は錯亂する此者から聽いた所の事實を直ちに採つて證據とすると云ふが如きは殆ど理由のない事柄である、以上の拷問の如きは肉體には直接に毀傷を加へないのであるけれども罪人の苦む點に於ては其殘酷なることは一層甚しいのであつて肉體を傷けぬ代りに精神を銷磨するのである此外にも尙ほ種々な拷問の方法がある夫れは動物を利用して罪人を苦めるので例へば罪人の足の裏に澤山鹽を摺付けてそれを山羊に舐めさせる山羊と云ふ動物は非常に鹽を好む物で喜んで其足の裏を舐める是は如何にも兇戯に等しい拷問のやうであるけれども結局山羊獨特の荒い舌で足の裏を舐める間に皮は裂け肉は離れて骨の露出するまでに至るのである是はトルメンツーム、カムカブラーと稱したるものであるが是又殘酷極まる拷問法の一として數ふべきものである

又此外にトルメンツーム、ユキス、サールエリント即ち鹽責と名付くる拷問があるが是は極めて危険

な拷問であつて其方法は切れを溶解したる食鹽中に浸しそれを罪人の咽喉迄押込んで夫れより除々と食道に捻込み結局自然に窒息せしむるとなるのである或は又トルメンツーム、クム、スカラパーと稱して虫實の拷問なるものがある是は桶の中に危険な毛蟲の如き毒虫を澤山に入れて其中に人間を伏せ込むのであるさうすると虫は苦みに堪へずして非常に罪人を刺傷する此苦痛に堪へずして遂に白狀すると云ふ仕組になつて居る又一つの方法として罪人を後ろ手に縛して之を吊し上げて長い時間其儘に置き痛みに堪へざるが爲めに白狀せしめやうと云ふ方法もあるが若し其釣上げた儘で効めかない時には之を動搖せしめて繩が肉の中に漸次喰込むやうな仕組にしてあるのが此の拷問は随分残酷な遣方であるけれども非常に體力の丈夫な者などでは拷問に掛つても遂に白狀しないて仕舞ふ者がある寧ろ是は慘酷な割合に効能の働かない部類のものである、

以上御話した丈で羅馬で演じた慘劇が盡きた譯ではありませぬか余り心地の好くない御話でありまは羅馬でも随分苛酷な拷問を行つたのである殊に羅馬の拷問が希臘のそれに比して寛であつたと云ふことは拷問以前に於て確かな證據を發見すればそれで拷問はしなかつたと云ふことに依つて見ても明かである此事は希臘人は全く想像にも持たなかつたものと見へ兎に角犯罪があつたと見れば證據の有無に拘らず是非拷問に掛けたのである詰り拷問の理由と云ふものは外にはなかつたのであつて確かな證據を得ると云ふことか唯一の證據であつたのに拘らず希臘のやり方で見ると確かな證據があつても尙ほ罪人は必ず一篇拷問に掛けねばならぬと云ふことをして居つた羅馬の拷問は理由があつたが希臘のは殆ど説明の理由がないのである總て法は必ず正當なる原理に基いて作られると云ふことには限ることは出来ないから一概には言へぬ又之を排斥することも出来ない故に先づ第一に一の法があればそれに付いては充分研究して見なければならぬ即ち其法が人民の志趣や感覺に果して適當してありしや否や又其法が時の民心に満足を與へしや否やと云ふことを見なければならぬ

すから先づ此位に止めると致ましよう又獨逸の刑法の如きも其源は模範を羅馬に採つたものであります餘程緩和になりまして羅馬に行つた如き残酷な拷問はなかつたのであります是に依つて見ても前にも御話しましたが羅馬の拷問は希臘の拷問の方法を模倣したと云ふことは略ぼ了解せらるゝであらうと思ふ去りながら希臘に比すれば羅馬の拷問の如きは遙かに寛になつて居つた事は事實である就中羅馬では私の拷問と云ふ者を認めなかつたと云ふことは其證據の一として數へることができようと思ふ併し羅馬に於ても希臘と同一に奴隸をして證人たらしむるには先づ拷問をしなれば効力がないと云ふ迷信は持つて居つたのである尤も羅馬では希臘ほど甚しいとはしなかつた夫は奴隸が罪人となつた場合でも取調べるには充分注意を加へ生命や健康を害する様な事をしては白狀も刑の執行も出来なくなる故に身體丈は満足にして置かねばならぬと云ふ事にしたのを以ても明かなのである即ち希臘に比すれば余程進歩したと申て宜いのである然し奴隸が重罪を犯した場合に

詰り法の完全であるとか美法であるとか云ふことは當時の人民の意思に好く適合して居ると云ふ點にあるのである今から考へて見たならば拷問の如きは極めて不都合は非人道なものであつたかの如く見ゆるけれども之を中古時代の人民の眼から見た時分には此上もない美法であると見られたものに相違ない、

今日吾々が見て悪法とするものが古き時代に於て美法であつたと云ふことは云ひ得るのである即ち拷問の如きも其通りのものであらうと思ふ其證據は希臘に於ける私の拷問とか又は羅馬の初めに於て行はれた拷問なども時の僧侶、學者或は著述家等も皆是認して居つたのである、

### ○獄事漫言

岐阜 柴田 錦川

地理的犯罪原因

氣候風土が犯罪に於て關係する所あるは、既に諸賢の了知せらるゝ事ならん。余は此氣候風土と犯

罪の關係に就ては、苟も司獄の任に膺り誠意獄事に盡瘁せんと欲する者の、研究すべき好箇の問題なりと信ず。今姑く氣候に依つて起る犯罪の原因は之を措き、地理的風土に關する事項を述べ以て諸賢の一考を煩さんと欲す。薛の地嘗て天下の任俠姦人を招致し里閭暴桀の子弟多く、魯鄒の地率ね風俗敦厚にして治め易しと稱す。如斯人爲的に生ずる發現又稀ならずと雖も、土地の人情風俗は山疊流域等地理的原因に支配されざるものなし。見よ山閭僻陬の民質朴些の虚飾なくして温情愛すべきに反し、都會人士の浮華輕薄にして人を欺き人を陥れ而して恬然顧みざるものとあると。又前者には單純なる犯罪行爲即ち窃盜或は歐打創傷等多きも異り、後者は詐欺取財官私書偽造等多少思考力を要すべき犯罪多きを。畿内より中國に亘る一帯の地、夙に皇化に浴し田野克く開け氣候暖和にして、風俗溫柔頗る巧慧猾習に富める民あり、東北地方久しく蠻夷の跳梁に任じ、高山峻岳簇々峰を擡め地味磽确氣候寒冷にして、健朴剛直の民あり。關西人の稔長にして口舌に巧みなるも、關東

人の氣早くして任俠の精神に富むも皆是に原因せざるは爲し。而して之を實現せる犯罪の事實に徴せよ。大阪は人口四百人に對し東京は五百に對して一人の犯罪者を有せり。兵庫以西は八九百の間を上下し、千葉以東は一干内外の間にあり。以て地理的原因に屬する犯罪の一斑を推知するに足らん。

教育と犯罪

一國文野の程度は拘禁する所の犯罪者が多寡に依りて略之を知り得べし。尤も是等の事實を以て文野の程度を測度する唯一の材料となすべからず、如何とならば犯罪を搜索する機關の完全に備れる國家にありては、隱密なる行爲も容易に之を檢舉すべきも、未だ是等の機關が不備不完全なる低度にある國家に有ては、犯罪の捜査に従ふや甚だ粗漏にして盡く之を畢致する能はざればなり。今や我が國現今の在監人は約六萬人にして、全國人は凡そ七百人に對し一人を有する割合なり。之を歐洲の諸國が千人に就き一人の歩合に比較せば、實に驚くべき多數なりと謂はざるべからず。我國現

代の情況たるや、上下利を見て滔々之に蟻付し、苟も公共的の事業と云へば逡巡遲疑せざるはなし、未だ感化院の設立を見るべからざるは何が爲ぞ、免因保護事業の微々甚だ振はざるは何が爲ぞ。如斯にして國民は犯罪撲滅の策を講ぜざるなり、如斯にして國民は犯罪者を幫けて倍助長せしむるなり。近年漸く在監人の増加せんとする傾向あるも豈咎むに足らんや。而して教育事業の場らざる又是れ犯罪増加の原因にあらざるか。西歐統計學者の稱道する所に據れば、教育を以て犯罪防遏に對し刑罰にも勝る効果ありと。教育が一般國民に必要なは今茲に喋々の辯を贅するまでなし。元來犯罪者の多數は實に無教者にあり、我が國の歐米文明諸國に比して遙に多數に登るは、教育の普及せざるに原因するもの決して尠なりとせず。抑も國家は少數の學者よりも多くの教育あり常識に富める人民こそ望まし。東西二箇の大學あり以て最高の學術を攻究すべく、幾多の専門學校あり以て専門的智識の涵養に資すべし。然れども一の貧民職業學校あるか、乞丐浮浪の徒を集めて教訓す

べき完全なる校舍あるか。更に眼を轉じて學齡兒童の就學低度に就て見よ。全國學齡兒童は約七百二十萬人にして、内就學者は四百九十萬人、不就學者は二百二十萬人なり。其百分比例は學齡兒童百人の中就學者は六十八人九分一厘に當る。之を英佛の兩國に比較するに就學者英は百分の八十六、佛は七十七人六なり。又住民一萬人に對する小學生徒數は英千七百五十三人、獨千五百七十六人、佛千四百三十七人、米千四百二人、日本千八十七人にして、歐洲中我が國に劣るは只だ、伊、希、葡、露の數國に過ぎず。歐洲中教育の普及せりと稱せらるゝ獨國にして尙ほ無教育は犯罪者百中の七十四を占むると謂ふにあらざるや。明治三十三年に於ける統計に據れば、新受刑者十六万二千三百五十五人中中學卒業以上及び之と同等の教育ある者五百六十三人、小學全科卒業及び之と同等の教育ある者九千三百四十人、文字の讀み書きをなし得る者五万百十三人、全く無教育の者十万二百九十八人なり。以ていかに教育と犯罪とが密接の關係を有るかを證するに足る。

## 死刑廢止に就て

近年死刑廢止論者勃然として起り之を云爲する者少からず、先輩哲洋生の如き其錚々たるものか。曰く人を殺すは如何なる手段を以てするも口實を以てするも罪惡なり。國家は絶對無限の權力を利用し罪者の生命を奪ふ、是れ暴を以て暴に易ふるのみと。曰く刑罰は取消すべき性質を有せざるべからず。炯眼なる裁判官と雖も神にあらざるよりは、必ずしも誤判なきを保し難し。一度誤判に依つて死刑を執行す何に依つて之を取消し得べきや。曰く何曰く何其論旨着々肯綮に中り頗る耳を傾くべきも、退いて沈思熟考せば死刑尙早論を唱へざるべからざるものあり。否死刑保存の必要を主張せざるべからざるものあり。現今世界の文明國と稱する英佛獨の如きは死刑維持の國なり。近年之が制限を加へて大に勵行せずと雖も、全廢の域に進まざるは輿論が未だ之を認識せざるに依らずんばならず。文化燦然奇を趁ひ新を競ふ如上諸國にして尙ほ然り、然るに舊志潮頽れて新思潮の基礎半確ならず、社會道德は全く地に墜ちて滔々

皆浮薄徒らに利慾の衝に狂奔すてふ、所謂渾沌たる過渡期にありて今遽に之を廢止せんとなす、輕舉にあらざるば可なり。嘗て南米某共和國にありては一時死刑を廢止したりしも、爾後生命犯著しく激發したりしかば、遂に復舊の止を得ざるに至りしと云ふ。されど歐米の文明諸國が遅疑して遂行すべき決斷なき法令たりとも、之を我が國體に照らし支障なしとせば、採用するに於て躊躇する所あるべからず。然りと雖も我が國には連綿として萬世一系の 天皇が君臨し給ふありて、夫の猘逆篡奪常なき諸外國と其國情を異にす。若し皇室に向つて危害を加へ奉らんとせし者あらばいかん、若し反旗を翻して國家の安寧を破らんとせし者あらばいかん。忠君愛國の精神に富める帝國の臣民にして、万世に互りて如斯姦兇の顯れざるを信ずるも、其必無を期して之が備を無きざるは是れ法の缺點と謂はざるべからず。況んや日に月に進取志想の活躍して駭々文運の隆昌を來す米國にして、近く大統領副統領諸國大使若くは公使を謀殺したる者は、死刑に處すべし法律案の議會を通

過したりと云ふに於てをや。

## 過囚の寬嚴

社會の秩序を紊り良民の安寧を破りたる罪囚の處遇は、國家は之を懲戒的に最も峻嚴ならざるべからず。彼等罪囚は貪婪饜くことなき者なり。彼等の癖み振けたる精神を改めしめんと思せば、苟も之に伴ふ刑罰の痛苦なかるべからず。若然らずして彼等を處遇すること寬裕ならんか、彼等は思に押れて益付け上り兇暴を逞ふし禮態を是れ事とし、遂に處遇の威嚴を損するに至るのみならず、罪囚は監獄を以て過去の罪惡に對する刑罰の痛苦を悟らず、却つて一箇の樂天地となし、一度出獄すると雖も刑罰の怖るべきを慮らずして、依然國家良民に害毒を流すに至らんと唱道する論者あり。然れども是れ未だ一を知つて二を知らざる皮想の見解たる識を免る能はず。是れ刑罰を以て單に懲戒的復讐的に出づるものなりと思惟せるにあり。如斯にして胡爲ぞ克く監獄終極の目的たる罪囚が改惡遷善の效果を得んや。如斯は監獄には教誨師の必要なきなり、監獄醫の必要なきなり。

罪囚が精神の慰藉を得る能はず悶々するも彼等が自業自得なり、不幸病魔の襲ふ所となりて獄窓の下に呻吟するも彼等が自業自得なりと稱しうべけん。往古封建時代戰國殺伐の遺風を承けて武威天下を壓倒したりし時、刑罰はいかに峻嚴苛酷を極めたりしよ、同じく死罪にして斬首磔火災等あり、聞く者をして尙ほ思はず悚然股栗せしむるに至る。而して克く民衆が罪科の恐るべきを知覺し以て犯罪の減少を來したりしや。否々少しも其効なく犯罪は依然として行はれつゝありたる也。嘗て之を教育者に聞く兒童を教訓せんとするには、秋霜烈日毫も假借する所なく只叱咤鞭撻を是れ事とせんか、兒童の心性は遂に卑屈となり陰險となり、常に疑心を懷いて人に容さざる等惡影響を及ぼす事少しとせず。之に反して春風和煦霽然として温顔を容り醇々之を導かば、兒童はよく爛熳の天真を發揮するに至るべしと。罪囚を遇するに直に之を以て律すべからざるも、其根原の理に於ては些の異なるものなし、彼等は既に國家の法律を無視して罪惡を敢てす。其神靈は通軌を逸して邪道



に踏み迷へる者なり、之を矯揉して正路に就かしめんとす、苟も一點憎惡の精神を挾みて、之を遇するや冷酷切りに叱咤咆哮して鞭笞交下る如くなり、彼等の振けたる精神は益振け險惡は益險惡となり、遂に終生救ふべからざる罪惡の深淵に陥らんなり。

## 法令と犯罪

老子曰く法令滋彰れて盜賊多しと。抑も老子の學説は實在を離れて虛無に入れるもの也。之を正面に直解して論を上下すべきは大に非なりと雖も、側面よりして思索を廻らさば又一道の眞理を包蓋せるものなしとせず。秦の始皇帝剛復にして仁少く刑辟最も峻烈にして羣民相語るに目を以てす。宜なり其身亡びて一杯の土未だ冷かならざるに、天下不平を抱く者靡然として起ち忽ちにして其社稷は滅びぬ。此時に當り漢高祖咸陽に入り盡く秦の苛法を除き三章を約す。曰く人を殺す者は死せん、人を傷くる者及び盜を爲す者は罪に抵さん、秦の民大に喜ぶと。又小田原城下を過ぎる者あり、其揭示を一見し嘆じて曰く北條氏滅びんと、吏之

を聞き詰りて曰く、汝何に依つて此暴言を吐くや、答ふらく嘗て吾小田原城下を過ぐ罪科に當る者數條のみ、而して今や十數管ならず即ち之を以てなりと。後果して北條氏は滅亡せり。徃古民情素朴至醇にして、行政の組織又甚だ單調なりしも、今や社會の狀態は日進月歩法令の繁きこと往日の比にあらず。然れども其本末を測らずして兩下底止することなからんには、國家の進運を妨碍する所なきか、罪に當る者益多きに至ることなきか。

## 監獄の教誨

犯罪者の多くは社會の下層に浮沈せる無教者の徒にして、燃ひ立つ如き罪惡の焰は其恒なき良心を消磨せしむるなり。彼等が意志は甚だ薄弱にして向上の理想なく又確固たる主義なく、唯俗惡なる肉體の快樂を得て満足せんとする者なり。教誨師は罪囚が此俗惡なる肉體の快樂を擺脫せしめ、彼等が心靈に慰安と教訓とを與へ、將來社會に出て、眞民たらんことを誨ふるものにして、監獄が刑罰に於ける最終の目的は實に茲にありて存す。然れども我が國の監獄制度は、此實効を顯著ならし

むるまでに遺憾なく施設されたるか。現今の如き實況ならんには曾に其實効を收めんことの甚だ難きのみならず、却て監獄は犯罪に入る門戸なりとの嘆聲を放かしむるの止を得ざる者あり。而して罪囚が悔悟上主要の任務に膺るべき教誨師はいかに、去る三十三年度に於ける調査に據れば、教誨師が所屬の宗派は神道一、眞宗二百十、禪宗十五、眞言二、日蓮宗一、淨土宗一、儒教及び教師三なり。即ち其大部分は佛教の僧侶にして、中最も眞宗に屬する者を以て多しとす。是れ何たるの現象ぞ、畢竟するに我が國は千有餘年來、佛教の熾に行はれしより採用したるならんも、國憲を以て信教の自由を許されたる今日、殆んど佛教の僧侶のみを以て充つは無謬も又甚しと謂ふべし。よし我が國は佛教國にもせよ其宗旨の數十餘に上りて、數多の在監人中には以上列記したる教誨師所屬宗旨の外、天台宗、時宗、融通念佛宗、黃檗宗等あり。其他耶蘇教、雜信教を奉ずる者少からざるべし。眞宗は最も多數の信徒を有すれども多く近畿北陸に偏在せり、静岡、埼玉、長野、新潟に於

ける禪宗、紀伊に於ける眞言宗、總房山梨に於ける日蓮宗の如き又眞宗に亞ぎ多數の信徒を有せり、然るに全國監獄の教誨師の大部分を眞宗の僧侶より採用す、是れを無稽と謂はずして何とかいはんや。歐洲に於ては在監人が宗教の別異により各教誨を施すと、かくてこそ眞に教誨の實効を收むべきなり。我が國に於て在監人の宗教別により、教誨師を置くが如きは到底事情の許す所にあらざれば、寧ろ佛教の僧侶を全廢して之に易ふるに篤行誠實なる儒者或は教育者を以てするを適當となす。而して僧侶輩は、自己の意志の儘に自己が奉ずる宗教の教理を罪囚に向つて布教せんとする態度あり。如何に監獄に拘禁せられて一切の自由を奪はれたる罪囚と雖も、單に一宗一派の宗教を以てせんとするは不條理の次第にして、全く個人に對して一宗一派の信仰を強ふる者なり。既に在監人中には多數の宗派を混ぜり、天台宗眞言宗の者に日蓮宗の教理を説き、禪宗華嚴宗の者に眞宗の教理を教へたりとも、是れ馬の耳に念佛と擗ふ所なし。殊に況んや深く信仰の偏固に陥れるものもありて

は、他を忌むこと殆んど蛇蝎の如し、意志の薄弱にして且つ不靈なる罪囚を悔悟せしめんには、宗教心の注入は最も捷徑にして有効なれども、如何せん之に對する施設の甚だ不要なるを。

### ○病者滋養物として所謂豆乳の使用に就て

仙臺監獄醫 小々高一左工門

病者營養上滋養物の缺くべからざるは既に世人の熟知する所今更吾人の喋々を要せざるなり而して數多の滋養品中牛乳は比較的消化し且つ吸收せられ易く而も亦營養素に富めるを以て病者營養上需要最も廣きものなり然も價比較的不廉に且つ僻陬の地に在りては供給不充分なる等の事情あり然るに何人の創製なるやを知らざるも一兩年來當市内諸處に於て大豆を臼碎し恰も乳汁の如くなしたるものを製し之れを豆乳と稱し牛乳に代用せらるべき廉價なる滋養品として盛んに販賣しつゝあるを以て當時典獄より在監病者にも之れを飲用せしめ

ば如何との諮詢ありたるも尙未だ其營養價値を知悉せざりしを以て躊躇せしが偶々仙臺醫學專門學校に於て化學的分拆をなし別表の如く其營養素の殆んと牛乳に類似するを示されたるより本監獄に於ても本年二月以來始めて所謂豆乳(以下單に豆乳とす)なるものを製し之れを牛乳に混用し或は單に豆乳のみを試用せしに經驗日未だ遠く精確なる成績を得難きも又一種の病者滋養品となすに足るを信ぜしめたり加之價格も大に廉にして豆乳壹升を得るに要する大豆、燃料及び勞力の價は僅かに五錢にして足り之れを牛乳の市價壹升約四十錢なるに比すれば實に三十五錢の差を得べく假りに一日に使用する牛乳量を貳升とし内壹升を豆乳に換用するとなし之れを一ケ年に積算すれば百貳拾七圓七十五錢の利益となり尙且つ原料は至る所に於て需め得られ製法も簡易にして何人と雖ども容易に製するを得べき等經濟上供給上多大の利益あるを以て我監獄社會の如き經費の膨大を許さざる所或は牛乳供給の不充分なる邊陬の地に在りては最も適當なる病者滋養品と信す故に各監獄に於て

之れが應用を講せられなば當に一監獄の利益のみ止まらず延て國家經濟上に益する所尠少なからざるべし是れ予が聊か所信を述べ試用せられんとを勸告する所以なり

左に牛乳及び豆乳の營養素比較表及び製法を參考に供せん

仙臺醫學專門學校に於ける牛乳及び所謂豆乳の化學的分析比較

比 重	牛 乳		豆 乳
	一〇三九乃至一〇三三	一〇三〇	
固形物總量	一二・九〇	一〇・五七	一〇・三〇
脂 肪	三・七〇	二・二五	二・二五
窒素含有物	三・六〇	四・八八	四・八八
含 水 炭 素	四・九〇	二・七三	二・七三
灰 分	〇・七〇	〇・六八	〇・六八
水 分	八七・〇	八九・四三	八九・四三
組 織 維 維	〇	〇・〇四	〇・〇四

### 豆乳の製法

第十六卷 第六號

雜 錄

大豆壹升を一夜間水に浸漬し後約貳升の水を注加しつゝ挽臼にて挽き而して之を煮沸し然る後麻袋に入れ壓搾濾過す(其所得量約二升五合となる)即ち豆腐製法の如くにして唯「ニガッ」を加へたるのみなり

### ○刑餘の社會制裁法

事は少しく舊聞に屬すれども本年二月十日發刊靜岡新報に珍らしき制裁法と題し掲載せられたる事項即ち處刑者放免後柿色の衣服を着用して各戸廻りを爲さしむるの風習は端なく監獄當局者の注意を惹くに至り直に其旨を所轄警察署に照會したるに左の如き回答を得たりと謂ふ

明治三十三年の秋東淺羽村宇松原區に屋外竊盜の被害多く其防遏手段に窮し全字全部の住民會合の上以後野荒又は強盜の犯罪行為をなしたる満十五年以上の者には男女に係らず法定の所罰を受けたるの外放免の翌日又た假令所刑せられざる者なるも其罪跡明なるものに對しては事

實判明の翌日柿色の襦袢を着用せしめ舊番人をして毎戸同日廻らしめ猶ほ其後三ヶ年間は葬式日待其他衆人群集する場所には必ず其襦袢を着用出場せしむる事の規約を結び會同員一同規約書に署名捺印の上將來固く遵守する事となしたるも以來此種の犯罪者を出さず従つて數年實行の時なくして経過したるに昨三十五年十一月中旬の處刑を受け本年一月十七日満期出獄歸宅したるを以て該規約に基き本月二日午後三時頃より右金作に豫て調製し置たる柿色木綿にて背部に白地にて戒の一字を染め抜きたる襦袢を着用せしめ全區常設員丸尾近一郎原喜作及び舊番人小林常平等付添へ各松原區地内の道路を廻らしめたる故受持巡查より即時報告に接し關係者中の重立たる者數名に就て事實詳細取調たるに前文記載の如き成立にて事案より目下の時勢に適せざるも別に法の律すべき所爲とも認め難く一應駁論をなしたるに彼等も自家の行爲の穩ならざるを自覺し斷然廢止する事と相成りたり

### ○老押丁大橋萬吉氏の經歴談 (前號の續)

それから私が鍛冶橋へ勤務してから一番被告人の多いのは先づ此頃でありませうか、司法省へ私が拜命した時分には眞鴨にも男は三百人位です、それから女では高橋おでんなどがこちらへ來ましてモウ一人材木屋のおかみさんで是は大變な大盡で三井の鏡吳服を買ひましてどうかしたの、それと佐藤初とモウ一人、それが一番多いのです女分には物價が安いから女で何をしても食べられる今でも職工場へ行けば拾錢や拾二錢食べる丈は取れませうが色々刑が軽くなるもんで何んとも思はぬやうになつて來たのでせう其時分は舊監は上下で四十室で先づ澤山寄ると一遍に一室十人、ア八人位です、十人として四百人ですが十人除入ることは大抵ない、八人宛入れた所が三百人除で其中に空房がありますし廣澤さんなどの事件で又しても五人來た、三人來たと云ふことで何んて

もない者が入監になつて仕舞には無罪放免になつたがさう云ふ者が獨房で置いてある元はあれが五間でしたが今のはそれへ四間つゝ繼足したのです、それで今では何時見ても千二百人以上居る眞鴨にも二百人以上とあると千五百人からになつて居ります、裁判でも九十からありますが、九十あつても百あつても裁判は箇所が多いから割つて見ると僅かのものであります併し減りませぬ、三十人出れば三十人來る五十出れば五十人來るのです、それから元は女の隣りと向ふへ子供を入れたもんです大人では色々の惡戯をやりませぬから……女監ですか、それはございませぬ、病監の方の右の取ッ付と向ふへ入れましたが女監は品川の検査病院を持つて來たもので十三年に出來たのですさうして十五年と思ひますが市ヶ谷の阪見さんと云ふ女看守が石川島の方から廻つて來て今でも御勤めになつて居りませう病監は警視廳の今の拘留場がさうです、男女の區畫ですか、それは付いて居ました、女の遣り取り……それはございませぬ、運動の出掛に高橋おでんなどに惡戯をしたや

うな者もありました、赤司清吉と云つて長脇差で十年かの奴でしたそれが惡戯に手拭で男の前の物を作つておでんの所へやつて看守がどう調べてもないと云つて出さない、そんなこともありました何が別に文をやるなどと云ふことはない、其時分は何んでも壓制ですから却て十四年までは看守方より押丁の方が被告人には大變羽振りが宜かつたもんです、何か云ふと直き引摺出して繩に引つ掛けてあの天井へ釣したもんです、川路さんから餘り騒々しいからチト靜かにさせろなどと云ふ言葉があつたさうです總監の方へ向いて居たもんですから……随分中で泣聲を上げる者もあつたです、それに廿歳以下の者でも皆平均に入れたので今のやうにヤ一中年だ少年だと云ふ區別はないので嫌やなどもあるやうで、私は昨夜斯う云ふとをされましたと云つて訴へる者もありました、高橋おでんですか其はどうも誠に往けない奴でございまして看守方の前では首ばかり下げてね、それから福島の事件がございましてな、あれなどは私が總て高等法院の白洲の送込をやりました其時分裁判所

は今の監獄の裏門があるあれが表門でございましてあれから司法省の塙の外と警視廳の境界を通つて裁判所へ行きました、それから石川島からこちらへ女監を引きました、それから淫賣がどうして五六十人位這入りました、それは皆囚人の洗濯物だの被告の縫物などをさせる又草履の緒、紙にする木の皮を水へ漬けて剥かせる、そんなことをさせました、それが今の新監の方まで出て居つたのを潰ぶして新監を建てそれから石川島から活版所を移しました、どうもあの時分は能く間違がないものでありましたそれは二度や三度はあつたが、警視廳の程左に二階付の長屋がありましたそれ活版所を置いて司法省裁判所内務省市ヶ谷巢鴨と皆急の物に其所で摺らせる其外商人が願込めば何んでも摺る、それに五十位掛つて居残が夜の八九時頃までやりましたが其時分には逃走も何も別にございませぬでした、小僧を一人遣恨て小便所へ殺ろしたのがありましたそんな位です、それから巢鴨の新築が出来て引ッ越の折は東郷さんから課長をして居る時分で大橋連れて来いと云ふの

で繩で送りましたが十二尋の繩で五人宛縛つて送りました、其時分監房内では酒は飲めたか……それはございませぬ烟草は吸はせました、と云ふものは島田一郎の共犯が十年終身色々十五六人も居りましたそれは皆禁獄でございまして五分間でしたか十分間でしたか下の見張所へ箱へ烟草入を預つて置いて吸はしたので禁獄はそれ丈です、監獄内ですか監獄内で烟草、酒などを飲んだ者はありませぬ、金は捜見の見落して持つて居る者はありません、十二三圓共犯か窃盜したのを分けてそれを洗場の板に挟んで隠してあつたのを私が見付けたとがあつた、さうすると一人は中へ持つて這入つて其奴が彼も持つて居りますと云つたそんなともありました、二圓や三圓の金は捜見場で洗落すやうなことがあるかも知れませぬ、どうも錢は大抵分りますすが札では厚着をして来たのは澤山入監のある時は急ぎますからそこらで大きに洗落しになるかも知れませぬ、それから唐辛を蒲團の中へスツカリ引いて来たりしました、それから先づ其時分と今と違ひますのは繩を掛けた被告と

手錠を掛けて繩を掛けたのと手錠ばかりの被告と手錠を掛けない被告とあるこゝらはまるでどうも違ひます、皆一體に手錠を掛ける、あの手錠は食事をする折に今は一つ取つてやるのも又まるで取つてやるのもありますが、あれは取つてやらないでも食べられる、それから大便の時でも後ろの方へ手の届くやうになつて居る、笠をかぶるにも不自由はないのです、それから司法省時分には皆監房内でも繩で括つて置いたのです、菱に掛けてやつたり小手から首へ掛けて十文字にやつて後ろで結んでそれで寝て居るので、其繩は太い繩です、から今のやうに監房もあゝ綺麗になり又見苦しい物も着て居れば上から御手當下すつて虫は湧きませぬな、それが其繩へ虫がたかつてそれはひどいもんで、それが司法省時分には今のやうに直さ裁判へ呼出さぬで三年も四年も置くのがあるから溜りませぬ、それから其時分は監獄で拷問はやりませぬが棒鎖はありました、裁判所では拷問をやりませぬ、地方裁判では拷問の廢めになつたのは看守方になつてからはモウございませぬな、裁判

所では今の刑事巡查が檢坐と云つてそれが立會ひましてそれが撲つても縛るのでもする是はユライもんで、海老賣だのと云つてモウ鼻が肛門の所へ行く位にして縛る、それからトキベと云つて脇腹から打ち又寝かし返へて打つそれでも言はない、でどうやらこうやら氣絶して仕舞ふ、さうすると又氣付を飲まして又やる明治七年の岩倉さん時分にも拷問が盛んで何んども石を八枚位抱かせます算盤と云ふのです、坐はらせて置いて體らだを動けぬやうに後ろの柱へ縛つて三角の石を膝の上へ載せて三枚積んで揺ぶり五枚積んで揺ぶつて言はないか言はないかとやつたもんで、廣澤事件でも拷問をやりました、浮田とお兼とよい仲になつて居ると云ふので浮田もお兼も拷問に掛けられましたそれはナカノ、ひどい拷問に掛りました、それから中村六藏と云ふ男が十年食つて是が本人だと云ふが是も分りませぬ、吉莊さんも傳馬町で准流十年食つて居つて今日は何んで呼出されたかと思つて居ると熊本へ護送を吩咐つて監獄から護送書が出て送込んだ、さうすると直きに司

法省へ召されて六等出仕となつて來られたさう云ふともありません、それから明治七年に終身だの何年だのと云ふとが出来て死刑が終身になるのと云ふとがあつた、それから度會縣で大神宮さんの騒ぎがあつて度會縣の會員が來たら叩殺ろすなど云つて騒いだとがありました、其人物が七八人塘丸駕籠で來ましたそれが呼出しになつて押丁さん長らく御世話になつたがけふはモウ見納めたと云つて九時になつても十時になつても白洲へ呼入れない丁度其折に刑が變つて終身と云ふものが出來ました、

(未完)



漫

錄



芭蕉辻巡查交番所前を過ぐ、查公若皇車夫を遇て曰く咄向もの、痴漢ぞ、人力車取締規則を知らざるや、頭に冠帽なくして車を驅るは明かに規則の認めざる所なり、汝敢て之を爲す何の意ぞ、訊糾頗る迫る車夫頭を垂れ只管哀願し其罪を謝す、查公亦容易に之を容るさず詰問數次、車夫唯々として其言を聽き唯當さに一刻も遠かに主人の爲めに馳せむことを期す、查公尙未だ前言を反覆し之を繼たず、車上の主人公暫く之を黙聽せしも約束の時刻漸く迫り而かも之か爲めに空く時間を費すに忍びず、終に自己の帽を把つて之を車夫に冠むらしめ速かに車を驅らむことを命ず、茲に於てか車夫虎口を脱したるもの、如く高帽を冠て電馳し車上の主人公帽なく悠揚として街路を過ぐるを得たり、查公茫然自失したるもの、如く凝視之を久しふし、終に苦笑せりと謂ふ



畑典獄の坐談に長じたるは蓋し同人の普く知了する所なるべし、談話百出能く人の願を解き果ては抱腹絶倒其席に堪へざらしむるに至る、曾て氏の實事談として眞面目に語り出て、曰く、友人某の送別の筈を仙臺市公園挹翠館に開くに當り氏は腕車を古城官舎より飛ばして之に急馳せむと欲し途



統

計



○明治三十六年三月末日現在全國在監人員表

刑 事 被 告 人	三月十六日	同	三月十五日	前月ニ比較シ	増	前年ニ比較シ	減
	五二、一一二	四九、九四七	五二、九七七	二、一六五	三〇〇	八六五	二、一五七
懲 治 留 置 人	七、七七四	八、〇七四	九、九三一	一七七	二	二八	二六二
別 房 留 置 人	二〇五	二〇三	一、〇五六	二	六五	一四	三五
乳 兒	七九四	八五九	一、〇二二	一	一四	一	三二九
合 計	六〇、九七二	五九、一八四	六四、二六三	一、七八八	一	一	一

○明治三十六年四月末日現在全國在監人員表

刑 事 被 告 人	三月十六日	同	三月十五日	前月ニ比較シ	増	前年ニ比較シ	減
	五二、七七六	五二、一四二	五三、〇四四	六三四	二二二	一六八	一、三二二
懲 治 留 置 人	七、五三四	七、七五六	八、八四七	一	一	一	一、三二二
別 房 留 置 人	二〇六	二〇五	一九一	一	一	一	一、三二二
乳 兒	七三六	七九四	九四七	一	一	一	一、三二二
合 計	六一、三三五	六〇、九八四	六三、一五八	三五一	一	一	一、八二三

明治三十六年三月末日現在全國囚人刑名別

刑名	本年三月末日		計		本年二月末日現在		前月二比	
	男	女	現在	計	現在	增減	增減	比
無期徒刑	一、一三二	六九	一、二〇一	一、二〇一	一、一七九	二二	二二	二二
有期徒刑	三、三二二	三〇〇	三、六二一	三、六二一	三、五九九	六一	六一	一三
懲役	三、五一三	五七八	四、〇九一	四、〇九一	四、〇九八	六	六	一
禁獄	三、二一八	二九三	三、五一一	三、五一一	三、五一二	五	五	一
重禁錮	二、三一七	三六	二、三五三	二、三五三	二、二一七	一三五	一三五	一〇三
輕禁錮	五、七六八	一六二	五、九三〇	五、九三〇	五、八二七	一〇三	一〇三	二二〇
計	一〇、二八五	三五二	一〇、六三六	一〇、六三六	一〇、四〇五	二三〇	二三〇	二一八
重禁錮	一〇、六八九	二五四	一一、四〇七	一一、四〇七	一一、三一八	一〇八	一〇八	一一三
輕禁錮	一〇、六八九	七二八	一一、四〇七	一一、四〇七	一一、四〇七	一〇八	一〇八	一一三
計	三、五九三	一六〇九	三、七五三	三、七五三	三、五三七	一八九〇	一八九〇	二二二
合計	一九、〇二二	一、七二二	一九、〇四六	一九、〇四六	一九、〇四六	五三	五三	一
拘留	九、九三三	一七二	一〇、一〇五	一〇、一〇五	八七八	一九六	一九六	一
舊計	三、三三一	二〇七八	三、五八五	三、五八五	三、三三一	二五二	二五二	一
再犯	一、九〇二	九九六	二、一〇一	二、一〇一	一九九七	一〇三	一〇三	一
初犯	三、〇〇四	九九六	三、一〇四	三、一〇四	二九、九七三	一〇六二	一〇六二	一
計	四、九〇六	三、〇七四	五、二一四	五、二一四	四九、九四七	二、一六五	二、一六五	一

備考 ×印は助捕犯懲罰なり

明治三十六年四月末日現在全國囚人刑名別

刑名	本年四月末日		計		本年三月末日現在		前月二比	
	男	女	現在	計	現在	增減	比	
無期徒刑	一、一五四	六九	一、二二三	一、二二三	一、一〇一	二二	二二	
有期徒刑	三、三三五	三〇五	三、六四〇	三、六四〇	三、六一二	二八	二八	
懲役	三、五一一	五五八	四、〇七〇	四、〇七〇	四、〇九一	六	六	
禁獄	三、二五九	二九〇	三、五四九	三、五四九	三、五一一	三八	三八	
重禁錮	二、四八〇	三六	二、五一六	二、五一六	二、三五三	三	三	
輕禁錮	五、九〇一	一五七	六、〇五八	六、〇五八	五、九三〇	二八	二八	
計	一〇、二九六	三七〇	一〇、六六六	一〇、六六六	一〇、六三六	三〇	三〇	
重禁錮	一〇、二九六	二五九	一〇、六六六	一〇、六六六	一〇、六三六	三〇	三〇	
輕禁錮	一〇、二九六	七二六	一一、六一九	一一、六一九	一一、四〇七	二二二	二二二	
合計	一九、一五四	一、七二二	一九、〇四六	一九、〇四六	一九、〇四六	五三	五三	
拘留	九、九三三	一七二	一〇、一〇五	一〇、一〇五	八七八	一九六	一九六	
舊計	三、三三一	二〇七八	三、五八五	三、五八五	三、三三一	二五二	二五二	
再犯	一、九〇二	九九六	二、一〇一	二、一〇一	一九九七	一〇三	一〇三	
初犯	三、〇〇四	九九六	三、一〇四	三、一〇四	二九、九七三	一〇六二	一〇六二	
計	四、九〇六	三、〇七四	五、二一四	五、二一四	四九、九四七	二、一六五	二、一六五	

第十六卷 第六號

統計

五七

備考	合計	舊犯	拘計	輕禁錮			三 年 未 滿	三 年 未 滿	三 年 未 滿	三 年 未 滿	三 年 未 滿
				一 月 未 滿	六 月 未 滿	一 年 未 滿					
×	四九、六三一	三〇、八一二	一八、八一九	九四九	二二四	七六二	五九	四二	一	三六、二八九	五九九
×	三、一四五	九九六	二、一四九	二一五	六五	四二	一九	三	一	一、六四三	九五
×	五二、七七六	三一、八〇八	二〇、九六八	一、一六四	一、一五三	八〇四	六二	四三	一	三七、九三一	六九四
×	五二、一四二	三一、〇四一	二一、一〇一	一、〇九五	一、〇四六	七二〇	六六	三五	一	三七、五三九	九七〇
×	六三四	七六七	一〇七	六九	九四	九	八	一	一	三九三	二七六

備考 ×印は賭博犯懲罰なり

### 報 雜

#### ○典獄會議の結果

過般本省に召集せられたる會議の結果としては今回勅令を以て改正せられたる看守給與品貸與品規程を初めとし食器の改正其他着々右諮問に對する答申事項を參酌して改正を要すべきものは改正を

#### ○幼年監の設置

遂ぐる筈にて昨今詮議中なりと謂ふ幼年監の設置も典獄會議の主たる事項にして獨り川越のみならず其他にも新設せむとの主務省の成案も十分熟したれば不日其の運びに至るべしと想像せらる殊に關西九州の地方には小河事務官出張したることなれば兼ねて此等の詮議も今回の巡視には特に調査せらるべしとなり

#### ○在監人食費に就て

本年度の監獄費は前年度の額を其儘襲踏したることゝ爲り加ふるに一面米價の騰貴は非常にして既に前年度に於てすら増額したる程なれば本年度は尙一層の増額を見るに至るべしと頻りに其筋に於ては苦慮せられ年度の初よりして既に増額せらるゝことなき様各監獄に於て十二分の注意あらむことを望むとのことなり

#### ○監視執行の警察照會に就て

少なくとも囚人の満期一箇月前に於ては夫々監視執行地の取調を爲し引取人の有無に就て疑あれば警察へも照會を煩はすは一般の手續にして敢て言ふを要せざれども住所若くは引取人ありと認め得らるゝ者に對しては勿論必ずしも形式的の照會を要せず而かも亦長期刑囚に對して一様に入監當時に於て警察に照會する向もあれど此等は眞に冗贅なる手數にして何等の効能あるべくも思はれず長期刑囚に對し監視の必要よりして若し警察に照會するを要すとせば一二個月以前に之を爲せば可なり、餘り早きに失するときは引取人の轉住等の爲

#### ○監獄の宿直に就て

めに差支を生ずるに至るべし此等は便宜相當の時期に於て調査を遂ぐるの注意あるべし多くの監獄に於ては監獄の宿直なるものは舊來の如く普通事務員として一二名戒護事務として二課員の者(看守長)一名宿直するの例なるも既に一般監獄判任官の名稱をして看守長と爲さしめたる精神より推考するも事務員若くは戒護員として各々判任官一名を宿直せしむるの必要なく事務員たりと雖も夜勤看守の監督を爲さしめ亦戒護主任看守長たりしと雖も宿直の普通事務を取扱はしむるの趣旨なり或は今日俄かに警習を改め普通事務の看守長をして戒護事務を兼ての宿直を爲さしむるは檢束上多少の懸念を抱く向もあらむかなれども宿直看守長は實際監督の任に當る者なれば部長の適任者をして之に隸屬せしむるときは左迄の困難を感せざるべし又宿直明けと稱して看守長は必ずしも非番を探るを要せず宿直事務を取扱ふと雖も其の實徹夜勤務に非ずして半夜交代にして之が勤務の度は看守に比すべくもあらず翌日は平常の如く

事務を處理せしむるも可なりと信す殊に各課長は各監獄多くは宿直せざるの例なるも此等は第一に宿直せしめざる可からず宿直事務は即ち典獄代理として一般事務を總轄するものなれば其責任重きものなるを以て相當の位地に在る者は先んじて宿直を爲さしめざる可からざる必要あり一層近來は判任官減少の爲め事務も繁忙の事なれば課長も亦自から進んで何れの事務にも之に當て處理するの心掛こそ望まじけれ

○官吏身分帳に就て

官吏身分帳は官吏の身上に關する一切の書類を編綴すべきものにして欠勤出勤忌引等の届書等は勿論其他の書類も添付するを要すべきものとす而して之が保管は看守の分に對しては一課長自ら保管の勞を採り判任官の分は典獄室に備へ置くべし

○司獄官會議の運用

監獄に關する細大の事故は一に司獄官會議に依て之を決し若くは典獄之が裁決を下だし始めて能く事務の簡捷敏捷を期するを得べきなり殊に遇囚問題の提議せられたる時に當ては之に列席するの看

を觀察せよと謂はゞ先づ司獄官會議を傍聴して之が判斷を下すも強ち正鵠を失したるものに非ず會議の模様如何に依て之が整否を卜するに難からずと謂ふも敢て輕言に非ざるなり各監獄共今一層司獄官會議の利用を計らむことを望むの餘り茲に一言して當局者諸士の再考を煩はす

○囚人を知るの一法として

監獄遇囚の上に於て先づ第一に努めざる可からざるは即ち囚人を知るに在り、囚人を知らずして遇囚の適切を庶幾せむこと木に縁て魚を求めむと欲するが如し、また如何に用度經理の事務簿記牒の方法整秩して一の間然する所なしと雖も囚人の特性を知らずしては良司獄官として許すべきに非ず遇囚は其本にして他の事務即ち記録會計の事務は即ち従たり其本を忘れて從に趨る焉くんぞ能く治獄の要語を得るに至らむや先づ囚人を知るの法他なし囚人に直接すること頻繁なるに在り各課所に屬する司獄官吏をして一様に囚人に直接せしめむとならば新入懲罰放免等の際は成るべく司獄官會議の席に於て本囚と會見し言渡すに在り然ると

守長醫師教師交々自家の所見を陳述し其性習行狀の如何は掌を指して見るが如き感あらしむる程活用せられてこそ始めて能く會議の重要且趣味多きを覺るを得べきなり唯一に二課長の宣言に附和雷同するが如きは思ふに未だ能く囚人なる者を熟知せざるの罪なりと信ず事務主任の看守長と雖も必要に應じ囚人に直接するの機會多かるべく亦務めて囚人に直接して能く之が心性を熟知して十分に意見の在る所を吐露するを要す行狀視察は必ずしも二課專屬の事務に非ず監獄吏員は舉て之に當るを要すべきは今吏言を要せざる所なり且又營繕作業領置會計等諸般の事務も一に之を主任に委せず自己の意見の在る所は腹藏なく之を提議陳述し互に其所見を闡はし或は之が指示を受け或は之に指示を加へ所謂教へもし教はれもして始めて全般の事務に通曉するを得べく斯くして亦完全圓滿なる改頁進歩を期待するを得べきなり決して主管外なりとて一切嘴を容るゝことを避くべきものに非ず隨意に腹藏なく陳述してこそ會議の神髓を得たるものなり予をして最も簡易なる方法を以て監獄

きは何れも囚人を面識し且併せて其性行の如何を窺知するを得べきなり其の他一課三課に屬するの吏員にして囚人の領置金品工錢若くは書信又は身上の如何に就て調査を要することあらば多くは之を調所に引卒せしめ取調ぶるの例なるも此等は成るべく工場又は居房に臨むて調査せば看守をして引卒せしむるの煩を省くのみならず且却て事務の敏捷を期し併せて又囚人に直接するの機會をして多からしむべし

○五月茶話會

客月二十日例の如く茶話例會を催ふし藤澤典獄の趣味ある死刑執行と精神病者の話あり次に小河委員長の講話あり終つて累犯囚に對し假出獄を許すの可否如何の討論題に移り多数の意向は許すべしとの積極説に決したり午後五時散會石澤小河眞木藤澤の各委員千頭豊野神野の各典獄を始め其他出席員氏名左の如し

- |         |          |          |
|---------|----------|----------|
| 松岡 重愛   | 石 島 興    | 佐々木 順五郎  |
| 宮宇 嘉太郎  | 津 田 茂 貴  | 加 治 三夜太郎 |
| 大橋 敬二   | 山 本 龍 起  | 河 野 又 市  |
| 富 塚 格 治 | 田 村 武 太郎 | 小 沼 徳 四郎 |



増田清五郎	飯島藤作	下野了政
金山忠保	長山又四郎	中西鐵次郎
鈴木秀吉	伊丹延治郎	高橋竹次郎
鎌田政邦	今井 决	香川又二郎
横田長右衛門	山田光輝	山本千代楠
井上弘次郎	津之地佐一郎	高橋綱治
淺田廣輔	鈴木光次郎	山本幹麿
宮地健次郎	太田爲雄	小川清麿
森永義郎	大竹岩次郎	白井市三郎
竹内英夫	鮎江震治郎	山口知信
鈴木利吉	三浦一三	川口新太郎
印南於菟吉	藤原龍存	關平田彦次郎
我部政仁	坂本衍吉	山口清市
河野純孝	鈴木達雄	引野辰司郎
安松 貫	西天龍拳	佐々木儀之
荒川金六	栗原貞吉	木村通久
松本助太郎	逸見祐之助	渡邊武太
井上克一	田登太郎	阿武三笠
藤本初太郎	清野真一	山田虎一郎
原 善 麿	波邊誠一郎	白井從義
	杉山藤之助	松本秀雄

○東京女囚保育會の慈善演藝會

同會は兼て板垣伯爵夫人清浦男爵夫人を始め其他

は多かる然るを母と俱に獄舎に生長して争て  
 其其其善を發達し得へき洵に憫むへきの限り  
 は此女囚携帶乳兒の身の上なり篤志の婦女は  
 深く此に感ずる所ありて乃ち明治三十五年六  
 月十四日を以て東京女囚携帶乳兒保育會を設  
 立せり爾來保育會は慈愛の心に富める姉妹に  
 哀訴し相率て以て此趣旨を翼賛し實效を收め  
 ん事を望むに僅々一年の間に於て漸く其緒に  
 就き幾多の乳兒を收容して保育するに到りぬ  
 抑々此乳兒保育の事をして完全の域に進めん  
 には其基金を求めざる可からず是に依て此に  
 募集の爲に慈善演藝會を開催す其目的は觀劇  
 にあらずして彼不幸最大の乳兒を保育するの  
 慈善を爲すに在り世上幾千萬の兄弟姉妹莫く  
 は此演藝を來觀し以て基金を募集するを得せ  
 しめよ是實に保育會の至願なり

○本會規則の改正

去る四月の總會に於て本會規則を改正せり即ち左の如し

夫人諸氏の發金になり設立以來僅かに一年間事業  
 漸く其緒に就き實效も亦少からざるを以て益々完  
 成を期せんか爲めに基金募集の一方法として來る  
 二十四日より二十八日迄の五日間歌舞伎座に於て  
 慈善演藝會を催ふし其收益を實に充つるものなり  
 と世上幾多の士苟も同情の涙あるものは同會の趣  
 意を賛し觀劇の如何を問はず此際大に奮ふて捐金  
 の舉あらんことを祈る即ち其趣意書は左の如し

保育會は女囚が携帶する乳兒を預り之を保育  
 して以て天性の良善を得せしむるの設立なり  
 凡そ世の中に憫むへきもの數多き中にて最も  
 憫むへきは女囚携帶の乳兒なり其母こそ犯せ  
 る罪ありて獄舎に投せらるゝなれ未だ東西を  
 も知らぬ乳兒か何の惡業に由りてか母と俱に  
 囹圄の中に起居し所謂日光をも見ることは  
 さるの境界に生長し其智識をも徳義をも發達  
 するに便なく空しく悲惨陰鬱の間に沈淪する  
 の不幸に陥る乎諺に三歳兒の魂は百までと言  
 ふは實理を證するの語にて人間一生の良否禍  
 福は乳兒たる時の保育に由りて分るゝそ其例

第一款 通則

第一條 本會は監獄協會と稱し監獄事業を贊助し  
 之が改良發達を圖るを以て目的とす

第二條 本會の事務を處理するため左の二部を置  
 く

一 本部 東京に置き總ての會務を統理  
 す

一 地方部 各地方に置き其の地方の會務  
 を處理す

第三條 本會は専ら左の事業を爲すものとす

一 監獄に關する意見を發表する事

二 會員の質疑に對し答案を與ふる事

三 各國の監獄又は其の知名の士と交遊して  
 斯業の參考に資すへき事項を會員に報告  
 する事

四 監獄に關する古今内外の書籍、雜誌、統  
 計、圖書、寫真、刑具、模型其の他資料  
 となるへきものを蒐集し會員の參考に供  
 する事

五 監獄に關する法令を編纂し又は書籍を出

六 版し實費を以て會員に頒つ事  
内外の監獄に於て製作する物品其の他作  
業上資料となるべきものを蒐集し之に説  
明を付し會員の参考に供する事

在職十二ヶ年以上にして退職し職務に功  
勞ある者  
金參圓以上七圓以下

七 監獄需要品の標本を陳列し購買の紹介を  
爲す事

十 不肖少年の感化及免因保護等の慈善事業  
を贊助獎勵する事

八 監獄に特殊の功勞ある會員の寫眞及履歷  
書を保存し其の功績を永久に傳へ彰功狀  
又は金品を贈與する事

十一 協會に集會室を設け會員の會合に供す  
る事

九 監獄吏員中左の各項に該當する者に對し  
金圓を贈與する事  
職務の爲め疾病に罹り死亡したる者  
職務の爲め疾病又は傷痕し職務に堪へず  
退職したる者

十二 毎月一回雜誌を發行し無代價を以て會  
員に頒つ事

職務の爲め疾病又は傷痕し職務に堪へず  
退職したる者

金拾五圓以上參拾圓以下

第四條 前條第八號に掲けたる會員功勞者の寫眞  
彰功狀及金品贈與は常議員會の決議に據る

第五條 本會に於て圖書其の他金品の寄贈を受け  
たるときは其の物品は財産に組込み金圓は基本  
に充つ

在職十ヶ年以上にして死亡したる者

金八圓以上拾五圓以下

在職五ヶ年以上にして死亡したる者  
金五圓以上七圓以下

第六條 本會に左の簿冊を備ふ  
一 會員名稱  
二 彰功名簿  
三 金錢出納簿  
四 金品寄贈目錄簿  
五 財産目錄簿

六 參觀人名簿

七 日誌

八 往復文書件名簿

第九條 會員及役員

第七條 監獄吏員は本會の事業を賛成し當然會員  
たる事を得るものとす

第八條 監獄吏員以外の者の入會は會員の紹介を  
要す

第九條 本會の會員は左の三種とす

一 名譽會員 本會の特に推薦する者

二 維持會員

三 通常會員

第十條 會員は左の權利を有するものとす

一 本則第三條に列記したる事業の利益を享  
受する事

二 會務に關する意見を申述る事

三 會計其の他の書類の閲覧を爲し得る事

第十一條 本會に左の役員を置き諸般の會務を處  
理す

一 會頭 一名

第十六卷 第六號

雜報

總ての會務を統理す

二 委員長 一名

會頭の指揮を受け委員以下の役員を統  
理し會頭事故あるときは之を代理す

三 委員 若干

會頭の指揮を受け會務を分任し委員長  
事故あるときは其の一名之を代理す

四 幹事 若干

委員長又は委員の指揮を受け出版及其  
の他の會務に従事す

五 書記 若干

委員長又は委員の指揮を受け會務に従  
事す

第十二條 地方部に左の役員を置き其の地方の會  
務を處理す

一 地方部長 若干

一 主任 若干

第十三條 會頭委員長は總會に於て投票を以て推  
薦す

委員地方部長及幹事は會頭に於て囑托するもの

とす  
 書記は委員長之を指名し常議員會に於て決定す  
 地方部に屬する主任は地方部長に於て指定し會  
 頭に報告す  
 第十四條 本會の役員は名譽職とす但書記は此限  
 にあらず

第十五條 委員は會頭の指定に依り左の會務を分  
 任す

- 一 雜誌其の他の著述編輯に關する事項
  - 二 金品の出納家屋の管理其の他諸物品の保  
 管に關する事項
  - 三 諸物品の蒐集陳列に關する事項
  - 四 前各號以外の庶務に關する事項
- 第十六條 地方部長は本部の指揮を受け其の地方  
 に屬する左の事務を處理す  
 地方部長は分監所在地には便宜其の地の會員に  
 事務を分任する事を得但分任したる場合には其  
 の旨會頭に報告すへし
- 一 會員の募集並に其の増減報告に關する事  
 項

二 會員在官者の進退異動其の他雜誌に登載  
 する事項又は特功ある會員並功狀請求に  
 關する事項

- 三 雜誌の受授に關する事項
  - 四 會費徵收に關する事項
  - 五 前各號以外の庶務に關する事項
- 第十七條 地方部主任は部長の指揮を受け會務を  
 補佐す

- 第三款 集會
- 第十八條 本會の集會は左の三種とす
  - 一 總會 毎年一回とす
  - 二 常議員會 便宜之を開く
  - 三 茶話會 毎月一回とす
- 第十九條 總會は總ての會員出席して左の事項を  
 討論又は報告するものとす但名譽會員通常會員  
 は可否の數に加はることを得す
  - 一 本會の規則改正に關する事項
  - 二 事業の興廢伸縮に關する事項
  - 三 役員の選舉に關する事項
  - 四 收支の精算報告に關する事項

五 會員の異動報告に關する事項

第二十條 常議員會は委員長委員を以て之を組織  
 し左の事項を討議又は報告するものとす

一 本則第十五條各號に列記したる事項執行  
 に關する事

二 臨時發生したる事項處分に關する事

第二十一條 茶話會は各會員隨意出席して監獄事  
 業に關する談話討論又は講演を爲すものとす但  
 會員以外のものと雖も會員の紹介あるときは委  
 員長の承諾を経て參會することを得

第二十二條 總會は會頭常議員會は委員長會長と  
 なり之を整理す但會頭委員長事故あるときは上  
 席役員之を代理す

第二十三條 會議に於て決定したる事項と雖も會  
 頭の承認あるに非れば施行することを不得す

第四款 會計及會費

第二十四條 金錢の收支は定例あるものは專任委  
 員之を執行し一ヶ月毎に差引表を添へ其結果を  
 常議員會に報告し會頭の閱覽に供するものと  
 す

定例以外に涉る收支を要するときは常議員會の  
 議に付し會頭の承認を経たる後決行するものと  
 す

第二十五條 會計の專任委員は收支に關する一切  
 の證據書類を整理し毎年總會に提出し會員の閱  
 覽に供し且質問あるときは之か説明を爲すもの  
 とす

第二十六條 會員は毎月左の會費を負擔するもの  
 とす但一時に金拾圓以上を出金するものは維持  
 會員とす

一 維持會員 金參拾錢其の以上は隨意とす

二 通常會員 金拾貳錢

第二十七條 會費は各地方部長に於て毎月末日迄  
 に翌月分を取り纏め會計專任の委員に送金する  
 のものとす但會員の便宜に依り數月分同時に送付  
 することを不得

第五款 雜則

第二十八條 會員の増減は地方部長に於て毎月十  
 日限り本部に報告するものとす若し同日迄に報  
 告なきときは前月の人員に對する會費を支出す

るものとす  
第二十九條 本會に刑具其の他の物品を寄贈し又は陳列せんとするものは豫め其の品目數量等を詳記し會頭へ申出づるものとす

第三十條 本會の紹介に依り需要品等を購置せんとする時は其の品質數量使用目的並に豫定價格等を詳細に認め申込むものとす

○諸星往來

- 一、久保田監獄局長は本月五日歸京
- 一、小河事務官は九州一圓の監獄巡閱を命ぜられ客月二十五日印南屬を從へ出發、歸京は多分來月中旬頃ならむと
- 一、眞木事務官は浦和、前橋、長野、新潟、甲府の各監獄巡閱を命ぜられ園屬隨行去る十二日出發來月初旬歸京の豫定
- 一、曩に上京の荒木典獄は本月十日黒木典獄は本月十二日出發歸任

叙任辭令

○典獄陞叙并昇級

陸叙高等官五等	典獄從六位勳六等	典獄從六位	典獄正七位勳六等	典獄正七位	典獄	三級修下賜
全	全	全	全	全	全	全
千石 學	河内 保政	堀内 久保	五十嵐 小彌太	鈴木 和介	有馬 四郎助	柿木 原政澄
清水 精四郎	木名 瀧禮助	荒木 賢愛	綾部 義晴	森 元祐	豊野 胤珍	中 康速
白井 助之進	高木 光久	永田 直之丞	坪井 直彦	典獄 細一 信	典獄 五十嵐 小彌太	

會 告

○本會規則第三條第八號により五月一日彰功狀并彰功章を贈與せしもの左の如し

報告地方部長	贈與理由	官職名	姓 名	備 考
樺戸地方部長	拾年以上皆勤	同	山口 雄之進 氏	
札幌地方部長	拾年以上皆勤	同	山際 銅五郎 氏	
同	同	同	秋原 惣次郎 氏	
同	同	同	向井 榮太郎 氏	
小管地方部長	拾年以上皆勤	同	飯島 源次郎 氏	
同	二拾年以上勤糧	同	高橋 富太郎 氏	
同	同	同	北村 龍一 氏	
同	同	同	新井 沼之助 氏	
同	同	同	花井 沼定 治 氏	
同	同	同	大沼 忠彦 氏	
宮城地方部長	拾年以上皆勤	同	千葉 葉六 氏	
同	同	同	杉目 常助 氏	
同	同	同	北澤 周長 氏	
同	同	同	鈴木 吉兵 氏	



同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

拾年以上勤勲ニ對スル  
分リミ贈與

廣	武	梅	中	山	村	川	大	増	秋	松	酒	田	櫻	加	久	西	國	野	山	橫
瀨	田	澤	川	本	田	村	島	田	山	岡	井	村	井	藤	保	村	友	口	下	山
吉	信	録	九	茂	重	芳	兼	元	義	政	嘉	兵	正	泰	清	信	常	義	信	有
造	德	太	十	一	三	太	三	助	鷹	爲	親	太	利	忠	二	敏	次	正	重	信
氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏

(以下次號)

會告

本會移築工事ニ着手候爲メ假事務所ヲ麴町區  
飯田町五丁目三十二番地ニ設ケ當分同所ニ於  
テ事務取扱候ニ付此段廣告候也  
追テ會費等ハ直接東京監獄藤澤委員ヘ宛御  
發送相成度候也

明治三十六年六月二十日

監獄協會  
電話變更(番町一三二六番)

發行人兼編輯人  
發行所 東京市麴町區永樂町一丁目三番地  
印刷所 東京市麴町區內幸町一丁目五番地  
發行人 磯村允貞  
磯村政富  
監獄協會  
惠愛堂  
明治三十六年六月二十日

